

平成 29 年度 法務省調査研究請負

カンボジア王国における身分関係法制調査研究
報告書

平成 30 年 2 月 9 日
WIP ジャパン株式会社

目次

第I部 調査研究概要	1
1 件名	1
2 目的	1
3 調査期間	1
4 調査内容	1
第II部 カンボジア王国における身分関係法制調査研究報告	2
第1章 カンボジア王国における法制度と身分関係法の概要	2
(1) カンボジア王国の法制度概要	2
(2) カンボジア王国の身分関係法制度整備の経緯と現状	5
第2章 身分に係る各種法制度	10
(1) 法制及び証明書について	10
ア 姻法制（婚姻証明書を含む。）について	10
イ 離婚法制（裁判離婚・離婚証明書を含む。）について	13
ウ 実親子関係法制（認知制度・親子関係証明書・出生証明書・認知証明書を含む。）について	15
エ 養子縁組法制（養子縁組証明書を含む。）について	17
オ 未成年子に対する法定代理権に関する事項（法定代理権を証する証明書を含む。）について	20
カ 国籍法制（国籍証明書を含む。）について	21
キ 身分登録法制（証明制度を含む。）について	22
ク 国際私法について	23
(2) 法令の有効性について	25
ア 婚姻及び家族に関する法律（1989年7月17日成立）	25
イ 民法典（1920年7月1日法律）	25
ウ 民法典（2007年12月8日公布）	25
エ 国籍法（1954年9月27日法律第904号、1954年11月30日法律第913号）	25
オ 国籍に関する法律（1996年8月20日採択）	25
カ 民法の適用に関する法律（2011年5月31日公布）	26
キ 国際養子縁組に関する法律（2009年12月8日公布）	26
【参考文献】	27
資料編	29
<資料内容>	29
(1) Samples_1_Birth	30
1. 出生登録簿	30
2. 出生証明書	32

3. 出生確認登録簿.....	34
4. 出生確認証明書.....	36
5. 出生証明書謄本.....	38
6. 出生確認証明書謄本.....	40
(2) Sample_2_Marriage.....	42
1. 婚姻申請書（妻となる者）.....	42
2. 婚姻申請書（夫となる者）.....	43
3. 婚姻公告書.....	46
4. 婚姻登録簿.....	48
5. 婚姻証明書.....	50
6. 婚姻証明書謄本.....	52
(3) Sample_3_Death.....	54
1. 死亡登録簿.....	54
2. 死亡証明書.....	56
3. 死亡証明書謄本.....	58

第I部 調査研究概要

1 件名

カンボジア王国における身分関係法制調査研究報告書

2 目的

法務省で行う戸籍及び国籍の事務処理に必要なため、カンボジア王国（以下「カンボジア」という。）において現に施行されている身分関係法令及び身分関係登録制度の運用等の実務的取扱いについて総合的に調査研究し、その結果を関係法令の翻訳及びその解釈並びに実務の運用の解説によって明らかにする。

3 調査期間

平成29年6月29日（木）～平成30年2月9日（金）

4 調査内容

カンボジアにおいて現に施行されている身分関係法令の原文を参照の上、内容を詳細に把握してまとめるとともに、カンボジアの身分関係法制に関する最新の資料及び文献を収集し、また、カンボジアの政府当局者、学者等から現在の法制度に関する実情を聴取した上で、カンボジアにおける実務の取扱いについて具体的かつ緻密に研究成果を取りまとめる。

第Ⅱ部 カンボジア王国における身分関係法制調査研究報告

第1章 カンボジア王国における法制度と身分関係法の概要

(1) カンボジア王国の法制度概要

カンボジアにおいては、同国がフランスの保護領として植民地支配を受けたことにより、近代的な法制度が導入されたが、それ以前は、上座部仏教的な王権思想に基づく統治機構の下、ヒンドゥー法ダルマシャーストラの影響を受け、その後世俗化・仏教化した法が行為規範及び裁判規範とされていた。これらの法は、1600年代以降徐々に法典化されてクメール法典（Les codes cambodgiens）を形成していった¹。クメール法典は、植民地下のカンボジアにおいてアデマール＝ルクレール（Adhémard Leclère）の監修によるフランス語訳が7編に再編成されているが、全7編のうち第3編及び第4編に人、家族、相続、財産、契約等に関する民事実体法が収められている。これに代わる近代的な民事法として1920年に民法・民事訴訟法典²が公布され、その後、民法典及び民事訴訟法典に分割されたものの、1953年の独立後もその内容を大きく変えることなく（ただし、正文は、フランス語からクメール語に変更された。）、1975年の民主カンプチア政権樹立まで、幾度かの改正を経ながらも両法典を中心とする民事法秩序が維持され続けた。また、両法典の下で民事関連の法制度・司法制度も一定程度整備され、不動産登記、身分登録及び公証人制度並びに民事訴訟、民事執行及び保全制度が確立されていた。

しかし、1975年にカンプチア共産党（いわゆる「ポル＝ポト派」）が民主カンプチア政権を樹立すると、法制度及び司法制度をはじめとして、国家の基本となる従前の諸制度が徹底的に破壊され（ただし、国会等の記録が残っていないことから、正規の手続により法律が廃止されたか否かについては不明である。）、多くの優秀な人材が粛清又は飢餓により失われた。1979年にベトナムの支援を得たヘン＝サムリンらが組織したカンプチア救国民族統一戦線が民主カンプチアを倒し、カンプチア人民共和国を樹立したときには、フランス保護領以来の法の遺産及び司法制度はほとんどすべて失われた状態であり、また国内で生き残った法学士を有する者は10名に満たなかったとされている。また、1976年の民主カンプチア憲法には「立法権」や「司法」に関する規定がおかれてはいるものの、実際に新しい法律が施行された形跡はない。

このような状況の下、国内の法制度の再整備と司法制度の再構築は困難を極めた。国土の大半をヘン＝サムリン政権が実効的に支配するものの、タイとの国境

¹ *Kram Khmer*。本法典の編纂過程については、Royal University of Law and Economics [2003]を参照。

² シソワット王の1920年2月25日付勅令第17号により公布され、同日付カンボジア行政長官令により施行されたフランス語正文の「カンボジア民事・民事訴訟法典（Code Civil et de Procédure Civile Cambodgiens）」。
日本語文献では、二木 [1940] 参照。

で組織されたいわゆる三派連合政府が国連の代表権を維持する状態で内戦が続く中、ヘン＝サムリン政権は、1981年に憲法を制定し、カンボジアは「漸進的に社会主義に前進する」(第1条)としたが、1989年に同憲法を全面改正し、国名をカンボジア国と改めて社会主義を放棄し、市場経済体制への移行を目指すこととなった。民事法の領域においては、1989年10月に契約及び契約外責任に関する国家評議会令一法第38号が公布され、契約自由の原則が導入された。また、同年7月に婚姻及び家族に関する法律も施行され、婚姻及び親子関係などの身分関係にかかる規定も整備された。さらに1992年8月には土地法が制定された。この土地法は、1989年憲法が定める土地の私的所有を制度化するものであり、従前国家の所有であった土地を私有化する原所有権認定の手續とその経過措置としての「特別の占有」概念の導入、用益物権と担保物権に関する規定、さらには土地登記に関する規定など、公法的性格と私法的性格を持つ特殊な法律であった。

1991年にパリ和平協定が締結され、国連による暫定統治を経て、1993年にカンボジア王国憲法が公布された。これにより市場経済体制が新生統一カンボジアの国家の基本政策になるとともに、経済活動も活発化してゆく。時を同じくして、各国や国際機関の援助がカンボジアに一举に押し寄せた。カンボジア政府もドナー国・機関も、市場経済を支える法制度がカンボジアにおいて未整備であることは認識していたものの、カンボジアがどのような法体系を整備すべきかという点についてはコンセンサスが欠如していた。カンボジアは、フランスの保護領時代も、またフランスからの独立後もフランス法を継受した法体系を有していた国であることから、成文法を積み上げていく大陸法系のシステムになじんできた国であるといえる。しかし、1989年以降の民事法制の再建は、内戦による整備の遅れや人材不足から、基本法を制定し、この上に特別法を積み上げていくという方法が採られていなかったため、また、立法支援に入ったドナー国・機関の担当者とそのコンサルタントの多くが英米法系の法律家や英米法になじんだ者であったために、さらにはアメリカからの帰国組のカンボジア人がカンボジア政府内において一定の影響力を有していたために、基本法を制定せずに個別の立法で対処すればよいという英米法的な考え方が入り込んだ。

また、必要な法律が十分に存在しない状態から、一気に市場経済に突入したカンボジアにおいては、基本法が欠如している状態をどのように認識し、それをどのように解決していくかという点について統一的な政策がなかなか形成されなかった。唯一フランスが、民法、民事訴訟法の起草支援を1990年半ばから行っていたが、刑法、刑事訴訟法の起草支援も併せて行っていたため、十分に適切な対応をすることができず、日本が1999年に民法、民事訴訟法の起草支援を開始するまで、フランスを除いてはこの分野に対する支援は行われなかった。その結果、各国・国際機関の立法支援はパッチワーク的、ファストトラック的なものになっ

てゆく。1995年に商業規則及び商業登記に関する法律並びに商工会議所に関する法律が制定されたほか、それに先立つ1994年には投資法も整備され、土地に関する70年の長期賃借権が認められた³。

民法は、カンボジア司法省が1999年から日本の支援を受けて起草し、2007年10月に国民議会、11月に上院でそれぞれ可決され、同年12月に国王の審署により公布された後、2011年12月に適用期日を迎えた。なお、カンボジアにおいては、憲法第93条の規定により、法律は公布されると一定期間（10日又は20日、法律によっては公布即日）後に自動的に施行されてしまうため、「適用」という概念を用いて、施行後から実際の適用までの準備期間を創出し、民法の適用に関する法律において、経過措置や既存の法律の改廃と並んで適用期日を定めている。

³ 投資法第16条第2号。なお、この規定は2003年に改正され、存続期間の上限は撤廃された。現在は、民法第247条第1項が永借権の存続期間の上限を50年とする。

(2) カンボジア王国の身分関係法制整備の経緯と現状

前述のように、1953年の独立から1975年までは、1920年民法・民事訴訟法典を基礎とする民事法体系が一定程度整備されていたことから、身分関係にかかる法令も存在し、国籍、婚姻、養子を含む親子関係については民法典が詳細な定めを置いていた。婚姻については、一夫多妻制が認められていたことから、婚姻・相続における第二妻の権利に関する規定も設けられていた⁴。身分登録については、現行の制度と同様、出生、婚姻及び死亡につき、それぞれ別個の帳簿に登録を行っていた。

これらの法制度は、1975年の民主カンプチア政権樹立とともに廃止され、身分関係を規律する法令が失われただけでなく、出生登録簿、婚姻登録簿、死亡登録簿も廃棄されてしまい、1979年にカンプチア人民共和国が成立したときには、文字通りゼロからの再建を強いられた。しかし、首都プノンペンを失った後、タイ国境に逃れたポル＝ポト派は、自らが倒したロン＝ノル派、さらにロン＝ノル派のクーデタによって倒されたシハヌーク派とともに三派連合を形成し、国土の大半を実効支配するカンプチア人民共和国との激しい戦闘を繰り返したため、カンプチア人民共和国政権による法制度の再建は、公的秩序の維持、国家体制の整備、刑事制度の構築等の分野に重点が置かれ、身分法制を含む民事法制は後回しとならざるを得なかった。1980年7月に家族台帳への登録及び家族台帳の管理に関する文書、1986年8月に家族登録及び家族の統計の管理に関する指導的通達が発出された記録があるのみで、法律として身分法制が確立したのは、政権樹立から10年が過ぎた1989年に婚姻及び家族に関する法律（以下「1989年婚姻家族法」という。）が施行された時であった。

1989年婚姻家族法は、全5章122か条から成る法律であり、婚姻関係及び親子関係を規律する。婚姻については、その要件、無効、取消し、配偶者の権利義務、離婚に関する規定が置かれ、外国人との婚姻及び離婚に関する国際私法の規定も含む。親子関係については、嫡出及び非嫡出、認知、親子関係の確認、養子並びに親子の権利義務に関する規定が置かれている。しかし、法律は成立したものの、当時は、出生、婚姻、死亡の登録について、全国で統一的な制度が確立されておらず、家族扶養手当が支給される公務員を除いては、人々の間に登録のインセンティブがなかったため、登録は広く普及しなかった。余りに登録する者が少なかったため、例えば小学校への就学に当たっては、身体的発達の度合い⁵で年齢が推定される等の実務がなされていた。また、身分登録が普及しなかった理由としては、身分登録とは別に、警察において主に治安維持のための住民把握を目的に家

⁴ クレーロン[1965]参照。

⁵ 腕を伸ばして上に挙げさせ、耳に腕の内側を付けて曲げ、頭頂を通して反対側の耳に指先が届くかどうかで、小学校就学年齢に達しているかどうかを判断したという地域もあったそうである。

族登録簿及び居住者登録簿を作成していたことが挙げられる。現在もこの制度は存続している。こちらの方は、警察と地方当局（コミューン及びサンカット⁶）が協力し、村やグループ等のコミュニティを利用して戸別調査を行っており、調査漏れは少なく、ほぼ全戸につき、家族構成等が詳細に把握されている。

その後、2000年になって身分登録に関する政令第103号が発出され、全国共通の身分登録制度がようやく確立し、個人の身分に関する事実（出生、婚姻、死亡）ごとに登録を行う制度（複数帳簿方式）が正式に採用された⁷。内務省では身分登録マニュアルを作成し、全国のコミューン及びサンカットに配布して、新たな出生、婚姻及び死亡の登録だけでなく、未登録の国民にも登録を呼びかけ、2005年までに国民すべての出生登録を整備するという政策を発表した。新規の出生、婚姻、死亡は、届出に基づき、それぞれの登録簿に記載され、従前の出生、婚姻、死亡で1975年以前に登録したものの登録簿が失われてしまったもの又は未登録のものについては、それぞれの確認登録簿を設けることとし、合計6種類の帳簿が存在することとなった（資料参照）。特に出生登録及び出生確認登録については、様々な行政サービス、教育、統計等の基礎となるものであるため、カンボジア政府も国民に登録を広く呼びかけたものの、2004年初頭の段階で人口のわずか4%から5%が登録をただけであった。そこで、カンボジア政府は2004年に身分登録に関する政令第103号を一部改正し、未登録の者の登録の手続をより簡易なものに改め、併せて移動登録所の設置を可能にするとともに、Unicef、Plan International等の支援を得て、2004年から2006年までにかけて移動登録所を全国に展開し、大規模なキャンペーンを行った。その結果、出生登録率90%を達成するに至った⁸。

2016年にUnicefの支援を受け内務省が行ったサンプル調査によれば、同年の出生登録率（出生確認登録を含む。）は、89.7%であった⁹。上述のキャンペーン直後よりも率が下がっているのは、移動登録所の活動が終了したために、その後の登録（下記図1の「移動登録以降」）については、コミューン又はサンカット役場においてのみ行われていることが理由として考えられる。同調査は、首都プノンペン、港湾都市を州都とする南部のプレアシハヌーク州、州都がプノンペンから120キロメートル余り離れ、プノンペンとベトナムのホーチミンの間に位置する南東部のスワーイリエン州、山岳地帯を有し、少数民族も多い北東部のラタナキリ州及びタイと国境を接する北西部のウドーミエンチャイ州の5地域を対象に、約

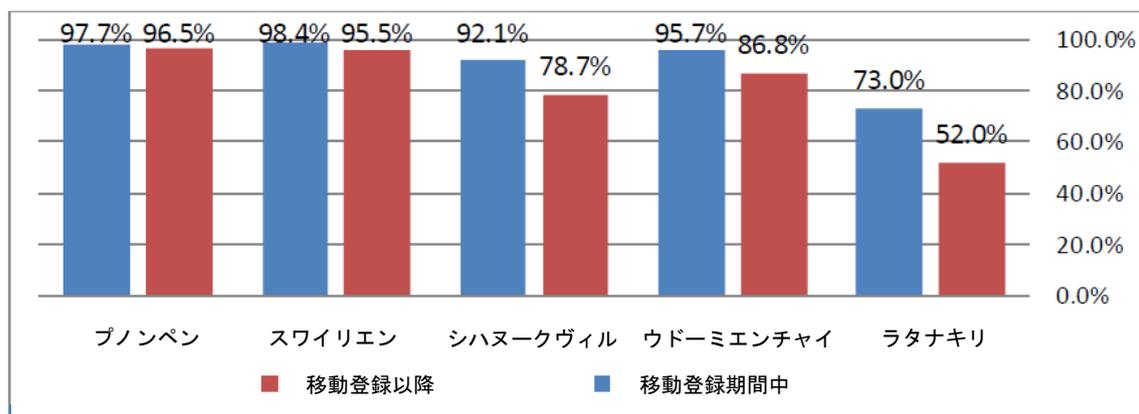
⁶ カンボジアにおける地方行政区画の最下部に位置するもの。カンボジアにおける行政区画は3層からなり、中央政府の下に州（khet）—市（krong）又は郡（srok）—サンカット（sangkat）又はコミューン（khum）の順（ただし、首都プノンペンについては、首都（reachtheani）—区（khan）—サンカット（sangkat）の3層）に配置されている。

⁷ 身分登録に関する政令第103号は、2000年12月29日に発出されているが、書式や事務手続の整備等のために時間がかかり、実際にこの政令に基づいて事務が行われる（つまりこの政令が「適用」される）ようになったのは、2002年8月1日以降である。

⁸ United Nations Human Rights Council [2014]

⁹ Unicef [2017]

4,700世帯、22,000人あまりをサンプルとして行われた。同調査によれば、プノンペン市及びスワイリエンの市街地（同調査では、これらを合わせて市部としている。）では出生登録率が97.7%とほぼ100%近いのに対し、地方にいくほど登録率が下がる傾向にあり都市部以外の地域での平均登録率は、86.0%であった。また、登録を受け付けるコミューン又はサンカット役場までの距離、クメール語を母語とするか否か、親の教育レベル等によっても登録率に差が出ている。



調査数：22,229人、無回答187

図1 サンプル調査における地域別出生登録率（出典：Unicef [2017]）

	未登録	出生登録済	合計
地方	2,131人	13,088人	15,219人
	14.0%	86.0%	100.0%
都市部	160人	8,895人	7,055人
	2.3%	97.7%	100.0%
全国	2,291人	19,983人	222,74人
	10.3%	89.7%	100.0%

表1 サンプル調査における都市部と地方の出生登録率の相違（出典：Unicef [2017]）

婚姻の登録については、さらに登録率が低く、上記のサンプル調査においては、事実上の婚姻関係にある者（その後離別、死別により事実上の婚姻関係を解消した者を含む。）11,124人（その多くは伝統的様式の婚姻の儀式は行っている。）のうち、婚姻登録を行った者の割合は、わずか29.9%であり、婚姻登録の意義、婚姻の法的有効性についての理解が進んでいないことが分かる。法的に有効な婚姻関係がないにもかかわらず、その間に生まれた子について、いわゆる「嫡出子」として出生登録を受け付けていること、また出生登録簿には嫡出又は非嫡出の事実が記載されるものの、交付される出生証明書には、その記載がない（父母の氏名のみ記載され、父母の婚姻の有無は記載されない。）ことが、婚姻登録が進まない一因となっている可能性もある。婚姻登録率は、両親の学歴により左右され、サン

プル調査では、両親ともに大学教育を受けたグループの登録率は、76.5%、両親ともに全く教育を受けていないグループの登録率は、12.5%という結果が示されている。

死亡の登録は、サンプル調査では登録率が46.9%であり、婚姻登録よりは高い数字となっている。同調査は、その理由を、死亡した者の土地や預金債権に関する権利の証明、葬儀等の必要のためと推測している。なお、身分登録に関する政令第103号によれば、死亡登録は、死亡した者の死後15日以内に、死亡した者の家族、親族、隣人又は死亡した者が所属する官庁の担当者が届け出なければならず

(身分登録に関する政令第103号第35条)、死亡から15日を過ぎた場合には、登録に裁判所の裁判が必要とされる(身分登録に関する政令第103号第40条)。

司法省が1999年から日本の支援を受けて起草を開始した民法は、2007年に成立し、民法の適用に関する法律により、2011年に適用期日を迎えた。これに伴い、1989年婚姻家族法の規定は、離婚後の扶養、婚姻に関する国際私法関連規定等の一部の規定を除き、廃止された。民法は、第1編「人」、第7編「親族」、第8編「相続」において、身分関係に関する事項を規律している。これにより、婚姻及び親子に関する実体法上の権利義務は、民法がまとめて規律することとなった。ただし、身分登録に関する政令第103号にはいまだ、廃止された1989年婚姻家族法の規定を前提として定められた手続が多く、例えば、民法第1018条に定める完全養子縁組の登録及び秘密保持について、身分登録に関する政令第103号にはその手続等の定めがない状態である。

また、同じく日本の支援により民事訴訟法が起草され、2006年に成立、2007年に適用期日を迎えている。加えて、人事訴訟法(民事訴訟法の特例を定める)及び民事非訟事件手続法(民法の定める裁判所の権限に属する事項で、訴訟以外の手続により裁判を行うべきものに関する手続を定める)が2010年に成立し、2011年12月、民法とともに適用が開始された。これにより、民法が定める婚姻、実親子関係及び養子に関する訴訟の手続は人事訴訟法、後見、保佐、失踪、婚姻、実親子関係及び養子に関する、訴訟以外の裁判所における手続(決定手続)は民事非訟事件手続法に基づいて行われることとなった。

身分登録については、民法も出生及び婚姻の登録の義務を定めているが、民法の適用による具体的な手続の変更はなく、引き続き身分登録に関する政令第103号が効力を有している。

国籍に関しては、1996年に国籍に関する法律(以下「1996年国籍法」という。)が公布され、基本的に親の一方がカンボジア人であれば、その子(カンボジア人に認知された嫡出でない子を含む)は、クメール国籍¹⁰を有すると定めて血統主義を採用するとともに、カンボジアで生まれた外国籍の両親から、カンボジアに

¹⁰ 法律上、「クメール国籍」の語が用いられているが、「カンボジア王国の国籍」と同義である。

において生まれた子についてもクメール国籍を認めるという形で、血統主義の例外を定めている。また、1996年国籍法は、婚姻によるクメール国籍取得の可能性及び帰化についても規定している。

身分関連の国際私法に関しては、単一の法律がなく、身分関係一般についての準拠法に関する通則は、存在しない。婚姻については、1989年婚姻家族法（民法の適用とともに廃止されなかった規定）が、カンボジア人と外国人との間の婚姻の方式、婚姻及びその解消についての準拠法を定める。また、外国人がカンボジア人の子を養子として縁組する場合には、2009年に公布された国際養子縁組に関する法律が適用される。いずれも人身売買、強制労働、性的搾取などの目的で婚姻又は養子が悪用される例が多く見られるようになると、法律の規定にかかわらず、行政が手続を停止し、婚姻又は養子を当面一律に認めないことにするというケースがこれまでに散見されている。また、カンボジア人が外国人を養子とする場合の準拠法は、カンボジアの法律では定められておらず、当該養子縁組がカンボジア国内で行われ、または当該縁組の効力がカンボジアで争われるときは、カンボジア法（すなわち、民法）によるのか、外国人の本国法によるのか明らかではない。

第2章 身分に係る各種法制度

(1) 法制及び証明書について

ア 婚姻法制（婚姻証明書を含む。）について

カンボジアにおいては、1993年のカンボジア王国憲法第45条が一夫一妻制を定めており、重婚は2006年の一夫一婦婚に関する法律により罪とされ、6か月から1年の禁錮若しくは20万リエル以上100万リエル以下の罰金又はその併科に処される。

その他の婚姻の実質的要件一般については、民法が定める。婚姻適齢は、男女とも成年年齢である18歳であるが、一方の当事者が成年に達しており、他方が16歳以上の未成年者である場合は、その未成年者の親権者又は未成年後見人の同意を得て婚姻することができる（民法第948条）。ちなみに、1989年婚姻家族法第5条は、婚姻適齢を男性20歳、女性18歳とし、男性20歳未満、女性18歳未満でも女性が妊娠している場合には、父母又は後見人の同意により婚姻できるとしていた。また、1975年まで効力を有していた1920年旧民法第116条では、男17歳、女14歳としていたが、現行民法では、男女差をなくし、一律に18歳とした上で例外を認める。なお、民法第21条第1項により、独立自活している16歳に達した未成年が裁判所により親権解放の宣告を受けたときは、民法第22条により成年に達したものとみなされ、婚姻することができる。

重婚については、一夫一婦婚に関する法律による刑事罰だけでなく、民事実体法上も禁止される（民法第949条）。1920年旧民法は、男性のみ正式の配偶者を2人まで持てるとしていたが、1989年婚姻家族法は重婚を禁止していたため、それを踏襲している。

民法第950条は、女性について再婚禁止期間を定める。すなわち、父性推定（第988条）の競合を避けるため、民法第950条第1項で「女性は、前婚の解消又は取消しの日から120日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」と定めるとともに、競合の可能性がない場合、すなわち、女性が前婚の解消若しくは取消しの前から懐胎しており既に出産をした場合、又は医師による非懐胎証明がある場合には、再婚禁止期間であっても、再婚できると民法第950条第2項で定める。

近親婚については、民法第951条が直系血族及び三親等内の傍系血族の間の婚姻を、民法第952条が直系姻族間及び三親等内の傍系姻族間の婚姻を禁止する。完全養子縁組の離縁（民法第1016条）等により親族関係が終了した後についても同様に婚姻できないが、夫婦の一方が死亡したときには、生存する配偶者は三親等内の傍系姻族関係にあった者との間では婚姻することができる（民法第952条第2

項) とし、順縁婚及び逆縁婚を認める。

その他の実質的要件として、未成年者の婚姻に関する親権者又は未成年後見人の同意(民法第948条及び第953条)が挙げられ、また、一般被後見人(民法第1104条以下)の婚姻についても、婚姻の意思が表明できる状態であれば、その自己決定を尊重し、一般後見人の同意を必要としないで行えりと定める(民法第954条)。

婚姻の形式的要件としては、婚姻の届出、公告及び戸籍吏の面前での婚姻契約の締結並びに婚姻登録によって効力を生ずる(民法第945条第1項)とし、その手続については、1989年婚姻家族法及び身分登録に関する政令第103号が詳細を定める。すなわち、婚姻しようとする男女は、身分登録に関する政令第103号に定める手続に従って女性の住所地のコミューン又はサンカット評議会¹¹(内務省所管)に婚姻の届出(婚姻申請書(資料(2)1及び(2)2参照)による届出)をしなければならない(1989年婚姻家族法第11条。民法の適用に関する法律による改正後のもの。以下同様。)、婚姻の届出を受けたコミューン又はサンカット評議会は、当事者に婚姻の自由意思があること及び婚姻阻害事由がないことを確認しなければならない(民法第956条)、身分登録に関する政令第103号に定める手続に従って婚姻の公告をしなければならない(1989年婚姻家族法第12条)。身分登録に関する政令第103号では、婚姻の届出を受けたコミューン又はサンカットの登録官は、その婚姻が1989年婚姻家族法¹²に定める要件を満たすかどうかを確認しなければならないと定め(身分登録に関する政令第103号第28条)、婚姻の儀式が行われる10日前に所定の場所(女性の家、コミューン又はサンカット役場等)に公告をしなければならない(身分登録に関する政令第103号第29条、資料(2)3参照)とする。婚姻に異議のある者は、1989年婚姻家族法第15条から第20条までの規定に基づき、コミューン又はサンカット評議会に婚姻異議の申立てができる。ただし、この公告の制度は形骸化しており、現在では、女性の家公告がされる例はまれである。また、届出の際には、独身証明書を提出することが求められている。具体的には、初婚の場合は、コミューン又はサンカットの長による証明書を、再婚の場合は、前婚の解消が死別によるものであるときは、元配偶者の死亡証明書を、離婚によるものであるときは、裁判所の判決書(合意離婚の場合は決定書)を提出しなければならない。しかし、後述のように離婚及び死別の実事が出生登録簿にも婚姻登録簿にも反映されないことから、婚姻を届け出る者がかつて婚姻し、

¹¹ 2002年に設置された組織で、住民の選挙による評議員が選ばれる。コミューン又はサンカットの開発計画及び予算の策定及び実施、身分登録並びに有権者登録等コミューン又はサンカットの行政事務を行っている。

¹² 身分登録に関する政令第103号第28条は、民法適用にあたり改正されておらず、本条の「1989年婚姻家族法」は、本来は「民法」に編入されるべきである。民法の適用に関する法律では政令の改廃はできないため、政令による改正が必要であるが、今のところカンボジア政府内にその動きは見られない。

かつその婚姻が解消した者かどうかを確かめる方法が存在しない¹³ため、実際には死別又は離婚の場合であっても、それらを証明する書面ではなく、新規に独身証明書を作成して婚姻の届出をすることが可能となっている。さらに、婚姻している者が婚姻の登録をしたコミューン又はサンカットとは別の場所で婚姻の届出をすることを防ぐ手段もない。あるいはかつて婚姻登録をしたコミューン又はサンカットと同じコミューン又はサンカットに届出がされた場合であっても、届出した者の氏名を膨大な婚姻登録簿台帳から手作業で発見できないかぎり、婚姻の事実が分からないため、重婚を防ぐことができない。

婚姻の登録は、婚姻登録簿（資料（2）4）への記入により行われ、登録が完了したときは婚姻証明書（資料（2）5）が交付される。婚姻証明書は、婚姻登録時のみに交付され、婚姻の証明のために書面を提出することが求められる場合には、手数料を払って、婚姻登録簿の謄本の交付を受けることができる。

民法第958条は、婚姻の無効について定める。すなわち、人違い、強制その他の事由によって当事者間に婚姻をする意思がないとき及び当事者が婚姻の届出、公告、婚姻契約の締結又は登録をしないときは、その婚姻を無効とする。ただし、氏名の誤記等軽微な手続上の瑕疵がある場合には、その婚姻は無効ではない。婚姻の実質的要件に違背する場合には、各当事者、その親族又は検察官は、婚姻の取消しを裁判所に請求することができる（民法第960条第1項）。重婚及び再婚禁止期間違反の場合には、当事者の配偶者又は前配偶者も取消しの請求ができる（民法第960条第2項）。婚姻の取消しの請求が裁判所になされたときは、人事訴訟法及び民事訴訟法の定める手続に従う。なお、民法の適用期日より前にされた婚姻で、1989年婚姻家族法の規定によれば取消し（同法の用語法では無効宣言）ができるものであっても、民法の適用期日以降は、民法の規定に従ってのみ取り消すことができる（民法の適用に関する法律第52条）。

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称することができる（民法第965条）、夫婦同氏、別氏のいずれかを婚姻時に選択できる。これは、伝統的に夫婦別氏が通例であったことから設けられた規定であるが、夫婦が同じ氏を名乗る例もあることから、婚姻時の選択としたものである。しかし、氏を改めた配偶者の婚姻後の氏の登録手続については、民法、身分登録に関する政令第103号のいずれにも規定がなく、婚姻登録簿にも記載欄がない。また、内務省の身分登録マニュアルにも氏を改めた場合の手続の記載がない。なお、子の氏については、後述（ウ及びエ）のとおりである。

¹³ 婚姻登録簿は、電磁的な情報として保存されておらず、ページの取り外しができない帳簿に直筆で記入する方式であり、記入された帳簿は、年度毎にまとめられ、コミューン又はサンカットから上層の行政区画である郡（srok）又は区（khan）に送付されて保存される。そのため、婚姻を届け出る者が自己申告をするか、婚姻公告で異議が申し立てられない限り、届出を受け付けるコミューン又はサンカットの登録官は、その者がかつて婚姻していたか否かを調べることができない。

婚姻した夫婦の財産については、原則として共有財産制とし（民法第969条第2項及び第973条）、それとは異なる夫婦財産契約を締結することも可能とする（民法第969条第1項）。夫婦財産契約は、書面で締結しなければならず、登記をしなければ第三者に対抗できない（民法第970条）。

なお、民法は、婚約についても法律上の制度として規定する（民法第944条から第947条まで）。カンボジアでは、慣行的に婚約にも当事者間の約束に加え、婚約の儀式が要件とされてきたことを尊重した規定であり、あわせて、不当に婚約を破棄した場合の損害賠償責任を明確にする趣旨である。

なお、身分登録に関する政令第103号では、1975年以前に婚姻登録をしたものの登録簿が滅失した者及び未登録の者について、婚姻確認登録の制度を設けている（身分登録に関する政令第103号第45条）。確認登録は、2006年8月31日までコミュニオン又はサンカット役場で申請を受け付けていたが、その後の申請手続については、現在まで定められていない（身分登録に関する政令第103号第59条）。

婚姻の証明については、身分登録に関する政令第103号に基づく婚姻登録又は婚姻確認登録の際に交付される婚姻証明書又は婚姻確認証明書及びコミュニオン又はサンカット役場に申請して交付される婚姻登録簿又は婚姻確認登録簿の謄本により行うことができる。

カンボジア人と外国人の婚姻については、後述する。

イ 離婚法制（裁判離婚・離婚証明書を含む。）について

離婚は、裁判所の関与が必要とされ、日本民法のように当事者間の合意のみに基づいて認められる協議離婚の制度はない。民法第978条第1項は、離婚原因を定め、配偶者に不貞な行為があったとき、配偶者から正当な理由なく遺棄されたとき、配偶者の生死が1年以上明らかでないとき、配偶者が1年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき、その他、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないときに限って離婚の訴えを提起することができるとする。裁判所は、離婚事由があると認めるときには、離婚の判決をするが、離婚が配偶者又は子に著しい生活の困窮又は耐え難い苦痛をもたらすときは、一切の事情を考慮して、離婚の請求を棄却することができる（民法第978条第2項）。また、裁判所は、1年以上の別居又は婚姻の破綻を原因とする離婚の訴えがなされた場合において、その事由があると認めるときでも、離婚の請求をしている者が配偶者に対する協力及び扶助を著しく怠っていることによりその請求が信義に反すると認められるときも離婚請求を裁量により棄却することができる（民法第978条第3項）。民法第978条第1項で破綻主義を採用するものの、身勝手な離婚の請求については、民法第978条第2項及び第3項で棄却可能としてバランスを図っている。なお、民法の適用期日前に生じた事実が民法第978条第1項に定める離婚原因に当たるときには、離婚の訴えの提起が可能で

ある（民法の適用に関する法律第 63 条第 1 項）。

また、当事者は、当事者の住所地又は居所地（人事訴訟法第 5 条）のコミュニン又はサンカット評議会に対して、離婚の申立てをすることができる（民法第 982 条第 2 項）。この場合、コミュニン又はサンカット評議会は、その申立てを受理した日から 15 日の間、和合調整を行うことができる。1989 年婚姻家族法第 42 条を踏襲した規定である。和合調整が不調となったときには、コミュニン又はサンカット評議会は、訴えの提起があったものとして、訴状を直ちに裁判所に回付しなければならない。なお、コミュニン又はサンカット評議会による承認の手続きは必要ではなく、直接裁判所に離婚の訴えを提起することも可能である。

離婚の訴えがされた場合において、原告の請求を認容する判決をするときは、裁判所は、職権により親権者の指定についての裁判をし、原告又は被告の申立てがあったときは、附帯処分として、子の監護に関する処分又は財産の分割に関する処分についての裁判をしなければならない（人事訴訟法第 22 条第 1 項）。「子の監護に関する処分」とは、民法第 1040 条に規定する子との面会・交流の方法や子の監護に要する費用の分担などについての定めのことである。また、「財産の分割に関する処分」とは、民法第 964 条第 5 項や第 980 条が規定する財産の分割についての定めをいう。また、裁判所は、本案が確定するまでの間、必要と認めるときには、当事者の申立て又は職権により別居、子の監護、財産の維持管理、配偶者の扶養、婚姻費用の分担、子の養育費などに関する保全処分を命ずる決定をすることができる（民法第 983 条）。

配偶者の双方が離婚に合意をする場合においても、裁判所がその意思を確認するのが妥当であるという理由から、裁判所に離婚の申立てをしなければならないものとされている（民法第 979 条）。ただし、この場合は、争訟性がないことから、裁判所は、訴訟ではなく、民事非訟手続法が定めるより簡易な決定手続に従って判断する¹⁴。

また、民法の適用期日後も存続する 1989 年婚姻家族法第 76 条及び第 77 条は、離婚後の元配偶者への扶養義務を定める。すなわち、離婚事件において、一方の当事者に責任がなく、かつ、必要がある場合には、当該当事者は、他方当事者に対して、扶養料の支払を請求することができる（1989 年婚姻家族法第 76 条第 1 項）。その際に、扶養料の額を合意で決めることができないときには、裁判所がその額を定める（1989 年婚姻家族法第 76 条第 3 項）。事情変更による扶養料の額の変更も可能である（1989 年婚姻家族法第 77 条）。

¹⁴ なお、離婚を認める決定をするときは、離婚の訴えと同様、附帯処分についての決定が必要となるが、民事非訟事件手続法には、附帯処分についての規定はなく、また、2017 年 9 月に行った首都プノンペンの始審裁判所長タン・スライ氏からの聞き取りでは、プノンペン始審裁判所においては、決定手続による合意離婚の例は、タン・スライ氏の知る限り皆無であり、他の裁判所においてもどのような実務がなされているかは不明である。

婚姻の際に氏を改めた配偶者は、離婚後は、婚姻前の氏に復し、又は改めた氏を引き続き名乗ることができる（民法第981条）。なお、上述（ア）のように、婚姻の際に氏を改めた場合に婚姻登録簿又は出生登録簿にその変更を記載することは予定されていないため、離婚後の復氏の場合にも記載されることはなく、登録簿上は婚姻前の氏が婚姻後も離婚後も維持される。

上述のように、離婚については、裁判所が関与し、裁判所の離婚を認める判決書又は決定書が離婚を証明する書面となる。なお、離婚した夫婦の婚姻登録簿を有するコミュニティ又はサンカット評議会に対して、裁判所が離婚の判決書又は決定書を送付する手続はなく、身分登録に関する政令第103号においても、離婚の届出及びそれに基づく登録又は婚姻登録簿若しくは婚姻確認登録簿への付記を行う制度は設けられていないため、離婚の事実を婚姻登録簿に反映させる手続はない（なお、一方配偶者の死亡による婚姻解消の場合も同様である。）。婚姻の届出の際、その婚姻が再婚である者は、独身であることをコミュニティ又はサンカットの長による書面に基づいて証明しなければならない。しかし、届出をした者が婚姻しているかどうか、又は婚姻していたが前婚が解消しているかどうか等の点について過去の登録簿から明らかにする手段がないため、コミュニティ又はサンカットの長による書面による独身証明の確実性には疑問がある。

カンボジア人と外国人の離婚については、後述する。

ウ 実親子関係法制（認知制度・親子関係証明書・出生証明書・認知証明書を含む。） について

実親子関係は、民法第985条から第1006条までの規定により規律される自然血縁関係が存在することを前提とする法的親子関係である。このうち、母子関係については、子を分娩した者が子の母とされる（民法第987条）。近年、カンボジアにおいて代理出産の問題が深刻化しており、本条の例外を特別法等で定めようとする動きがあるものの、立法化には至っていない。父子関係については、妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定する（民法第988条第1項）とし、婚姻成立の日から180日後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子も、婚姻中に懐胎したものと推定する（民法第988条第2項）。また、再婚禁止期間の規定に違反して再婚をした女性が子を分娩した場合において、上記の推定によってその子の父を定めることができないときは、子は後婚の夫の子と推定する（民法第988条第3項）。

民法第988条の規定により父子関係の推定がなされる場合には、夫又は子は、父子関係の否認の訴えを提起することができる（民法第989条、第990条及び第991条）。出訴期間は、夫からの父子関係否認の訴えについては、夫が子の出生を知った時から6か月（民法第990条第2項）、子からの父子関係否認の訴えについては、子の成年到達から6か月までである。子の成年到達前は、母が法定代理人として訴

えの提起ができる。父子関係の否認の訴えにおいて裁判所が請求を認めるときは、否認の効力は、子の出生の時に遡って生じる（民法第991条）。

子の認知は、父による任意の認知及び子からの認知の訴えによる（民法第993条から第1001条まで）。子が成年に達しているときには、子の承諾が任意認知の要件とされる（民法第996条第1項）。任意認知は、コミューン又はサンカット役場の登録官に届け出ることにより行う（民法第997条第1項）。民法は認知届の書面を提出することを予定している（母の胎内にある子の認知に関する民法第997条第2項参照）が、身分登録に関する政令第103号では、子の出生登録の際に登録簿及び出生証明書の父の記入欄に父の氏名を記入して行うと定める（身分登録に関する政令第103号第23条）。出生登録と異なる時点における認知についても、出生登録簿の父の記入欄に父の氏名を記入することにより行うようである。民法は、遺言による認知を認めている（民法第997条第1項第2文）が、身分登録に関する政令第103号には具体的な手続に関する定めはなく、実例にも乏しい。なお、1989年婚姻家族法は、母による認知の制度も設けており、身分登録に関する政令第103号もそれに基づいて母による認知の手続を定めているが、民法の適用により母の認知の制度は廃止されたため、身分登録に関する政令第103号の手続はいわば「空振り」となる。なお、1989年婚姻家族法及び身分登録に関する政令第103号では、嫡出でない子の概念が用いられているが、民法では、法文上この語は使用されていない¹⁵。

また、虚偽の父子関係又は母子関係を否定する方法として親子関係不存在確認の訴え（民法第1002条及び第1003条）が、子を分娩したにもかかわらず、何らかの事由で母子関係が成立していない場合（母が不明の捨て子について、その母が後から判明した場合等）の救済として母子関係存在確認の訴え（民法第1004条及び第1005条）が制度として存在する。いずれの場合も、子の出生登録簿にどのように記載すべきかについては、身分登録に関する政令第103号その他の法令では明らかにされていない。

出生登録については、子の父又は母（父母が届出をすることができないときは、子の父又は母と同居している成年の親族）が、子の出生の日から起算して30日以内に、父母の住所地のコミューン又はサンカット役場に出生を届け出なければならず（民法第985条第1項、身分登録に関する政令第103号第17条）、この義務を正当な理由なく怠った場合は、1万リエル以下の過料が科せられる（民法第985条第2項）。子の氏については、子の家族が伝統的に名乗っている姓、子の父方の祖父の名又は父の名を登録時に選択できる（身分登録に関する政令第103号第18条）。出生登録簿、出生証明書、出生確認登録簿及び出生確認証明書の書式については、資料(1)3及び(1)4を参照されたい。なお、身分登録に関する政令第103号では、1975年以前に出生登録をしたものの登録簿が滅失した者及び未登録の者について、

¹⁵ なお、相続においても、「嫡出子」と「非嫡出子」の区別はない。

出生確認登録の制度を設けている（身分登録に関する政令第103号第43条）。確認登録は、2006年8月31日までコミュニン及びサンカット役場で申請を受け付けていたが、その後の手続については、現在まで定められていない（身分登録に関する政令第103号第59条）。また、出生に関する登録は、出生登録簿、出生確認登録簿のほか、外国人である夫婦の間に生まれた子の出生登録簿が存在する。前述のように、1996年国籍法により、カンボジアで生まれた外国籍の両親からカンボジアにおいて生まれた子には、クメール国籍が認められることから、そのような子を登録できるようにするためである。

エ 養子縁組法制（養子縁組証明書を含む。）について

養子縁組については、完全養子縁組及び単純養子縁組という2つの制度が民法に設けられている。いずれのタイプの縁組についても、裁判所への申立てを行い、民事非訟事件手続法に定める手続（決定手続）による裁判が必要である。以下、それぞれにつき詳細を記す。

完全養子縁組は原則として8歳未満の子どもが対象で、養親は25歳以上、かつ養子となる者よりも20歳以上年上でなければならず、6か月の試験養育期間を経て裁判所が養子縁組の可否の判断を行い、成立後は実親等との親族関係は終了する。また、夫婦共同縁組が原則であり（民法第1008条。親の一方の実子を他方が完全養子として縁組を行う、いわゆる「連れ子養子」の場合は、実親については縁組の必要がないので、共同縁組の例外となる。）、配偶者のいない者は、養親にはなれない（民法第1008条第1項）。養子の年齢を原則8歳未満に限定したのは、1920年旧民法、1989年婚姻家族法の規定を踏襲したものである。ただし、子の利益を考慮して兄弟姉妹を同一の養親が完全養子縁組をすることが望ましいものの、兄又は姉の年齢が8歳を超えるケース、縁組の申立て時には8歳を超えているが、その前から養親となる者が養子となる者を長期にわたり監護しているケース等が考えられることから、個々の申立てに応じて例外を認めることができるようにしている。

なお、旧民法では養子の数を1人、1989年婚姻家族法では2人までと制限していたが、現行の民法ではその制限を撤廃した。また、完全養子縁組は、実親との関係を断絶する（民法第1014条）ものであるから、当然にもっとも利害関係の深い実父母の同意が必要とされる（民法第1011条）。ただし、父母の同意を得ることが困難な事情、父母の反対が子の利益に著しく反する事情等がある場合には、同意は不要である（民法第1011条ただし書き）。完全養子縁組の申立てを受けた裁判所は、実父母による養子となる子の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のために特に必要があると認めるときに、完全養子縁組を成立させることができる（民法第1012条）。また、完全養子

縁組の申立てがあった場合において、養子となるべき者の利益のため必要があるときは、裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、完全養子縁組の成立を求める申立てについて決定の効力が生ずるまでの間、保全処分として、養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる（民事非訟事件手続法第48条）。完全養子縁組の成立により、養子は養親の実子と同一の身分を取得し、養親との関係において、実子と同様の権利義務を取得する（民法第1015条第1項）。養子は、養親の氏又は養子縁組前の氏を称することができる（民法第1015条第2項）。実子の場合には、前述のように、子の家族が伝統的に名乗っている姓、子の父方の祖父の名又は父の名を登録時に選択できる（身分登録に関する政令第103号第18条）としているのに対し、養子の氏については選択肢が狭くなっている。また、身分登録に関する政令第103号第19条が、遺棄された新生児を養子にする場合に、養親の氏を名乗ると定めている点との調整も今後必要となる可能性がある。また、完全養子縁組の成立により、養子の新しい出生登録簿が作成され、出生証明書、その謄本又は出生登録簿の抄本には、完全養子縁組に関する事項を記載してはならない（民法第1018条）とされており、秘密保持が求められる。ただし、養子が成年に達したときには、完全養子縁組に関する記録を保管する裁判所に対して、必要な範囲で情報の開示を求めることができる（民法第1019条）。これらの民法の規定に対し、身分登録に関する政令第103号には、完全養子縁組が成立した場合の、新たな出生証明書等の発行や出生登録簿の作成についての規定がなく、実際の登録例も調査では発見することができなかった。なお、完全養子縁組は、実子同様の監護養育を目指すものであるから、原則として離縁は認められないが、養子縁組を継続することが子の利益を著しく損なう場合や従前は経済的理由等から実父母による監護養育が不可能であった状態が改善し、十分な監護養育が期待できるような場合には、例外的に離縁を認める（民法第1016条）。離縁が認められたときは、養親との親族関係は終了し、実方との親族関係が復活する（民法第1017条）。

単純養子縁組は、縁組後も実方との親族関係が存続する養子縁組（民法第1026条）であり、25歳以上の者が養子となる者とともに裁判所に対し申立てを行い、養子縁組成立後も実親との親族関係は存続する（ただし、養子は養親の親権に服する。民法第1035条）。配偶者のいない者も単純養子縁組を行うことはできるが、配偶者のいる者については、他方配偶者の同意が必要であり（民法第1022条。ただし、夫婦共同縁組の場合は、共同で申立てをすることから、当然のことながら同意は不要。）、さらに養子となる者が未成年であるときは、他方の同意だけでは縁組をすることができず、夫婦共同で縁組をしなければならない（民法第1021条。「連れ子養子」の場合は、完全養子縁組と同様に、共同縁組の例外となる。）。裁判所は、当事者が真に親子関係を成立させる意思を有すると確認することができ

る場合にかぎり、養子縁組を成立させることができ（民法第1023条第1項）、養子縁組が異性婚、同性婚その他不当な目的のために濫用されていると認められる場合には、養子縁組を成立させてはならない（民法第1023条第2項）。また、養子となる者が未成年の場合には、裁判所は、子の利益のために特に必要と認めるときに限り、単純養子縁組を成立させることができる（民法第1024条第1項）。その際、未成年者が15歳に達しているときは、その者の同意を得なければならない（民法第1024条第3項）。また、未成年者が15歳に達していなくてもその意思を表明することができるときは、裁判所は、その者の意見を聴かなければならない（民法第1024条第3項第2文）。また、未成年後見人がその未成年被後見人を養子とし、又は一般後見人がその一般被後見人を養子とする縁組の成立を申し立てる場合においては、裁判所は、身上の監護及び財産の管理が正当に行われている場合に限って、縁組を成立させることができる（民法第1025条）として、後見人の地位を濫用した縁組を防ごうとしている。

養子縁組の成立により、養子は養親の実子と同一の身分を取得し、養親との関係において、実子と同様の権利義務を取得し（民法第1027条第1項を準用する第1015条第1項）、養子は、養親の氏又は養子縁組前の氏を称することができる（民法第1027条第2項）。

離縁については、養親及び養子の間に合意がある場合には、裁判所に離縁の申立てをすることができ（民法第1028条第1項）、養子が15歳未満の未成年者である場合には、養子の法定代理人が離縁を申立て、養子が15歳以上の場合にはその意思の尊重の観点から養子の同意を必要としている（民法第1028条第2項）。また、養子が未成年である場合において、実親が離婚しているときは、離縁後、父母のどちらかを親権者と定める必要がある（民法第1028条第3項）。

合意による離縁以外にも、養親又は養子の一方が他方により悪意に遺棄されたとき、他の一方の生死が1年以上明らかでないときその他縁組を継続し難い重大な事由があるときは、離縁の訴えを提起することができる（民法第1031条第1項）。ただし、養子が成年に達しない間は、養親は、養子を相手に離縁の訴えを提起することはできない（民法第1031条第2項）。養子が未成年である場合には、合意による離縁と同様、養子の法定代理人による申立て、15歳以上の場合における養子の同意が必要とされる（民法第1031条第3項において準用される第1028条第2項から第4項）。単純養子縁組が成立したときは、その旨を養子の出生登録簿の余白に記載する（民法第1033条）とされているが、身分登録に関する政令第103号には、その具体的な記載方法についての規定がなく、実務における取扱いは不明である。

なお、外国人が養親としてカンボジア人を養子にする完全養子縁組については、2009年に公布された国際養子縁組に関する法律が適用される（「ク 国際私法につ

いて」で後述する。)

オ 未成年子に対する法定代理権に関する事項(法定代理権を証する証明書を含む。)について

カンボジアにおける成年年齢は18歳であり、18歳未満の者が未成年とされる(民法第17条)。未成年者の法定代理人は、親権者であり(民法第1053条)、親権者がいなくなったときは、未成年後見が開始する(民法第1067条)。すなわち、裁判所により未成年後見人が選任され(民法第1068条、第1052条等)、未成年後見人が法定代理人となる。未成年者が親権者又は未成年後見人の同意を得ずにした行為は取り消すことができるが、単に権利を得、義務を免れる行為や日常生活上の行為は取り消すことができない(民法第18条)。ただし、未成年者が一般被後見人である場合には、一般後見に関する規律が適用されるため、一般被後見人である未成年者の行為は、同意権者の同意を得て行ったものであっても、取り消すことができる(民法第28条)。

また、親権者又は未成年後見人が使用目的を定めて金銭等の財産を未成年者に与え、あるいは使用目的を指定することなく、いわば小遣いとして金銭等の財産を未成年者に与えた場合に、その金銭等で対価を支払える範囲の契約については、未成年者であっても完全に有効に契約を締結できる(民法第19条)。親権者又は未成年後見人により一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては成年者と同一の行為能力を認められる(民法第20条第1項)。また、16歳に達した未成年者が独立自活している場合、裁判所は未成年者の申立てにより、それがその未成年者の利益に適うと判断するときは、親権者の意見を聴取した上で、親権からの解放を宣告することができ(民法第21条第1項)、親権から解放された未成年者は、成年に達したものとみなされる(民法第22条)。婚姻した未成年についても同様に成年に達したものとみなされる(民法第21条第2項)。未成年の法定代理人は、未成年者の財産を管理し、また、その財産に関する行為についてその子を代表する(民法第1053条及び第1080条)。ただし、法定代理人は、未成年者に代わって労働契約を締結することができない(民法第23条)。

親権については、日本民法とほぼ同じく、未成年の子の身上監護及び財産管理が主な内容である(民法第1034条)。親権は父母の共同行使が原則である(民法第1036条)が、離婚した場合には、どちらかを親権者と定めなければならない(民法第1037条)、父が子を認知した場合には、原則として母を親権者としつつ、協議により父を親権者とすることも認める(民法第1038条)。親権者が、その権利を濫用し、又は義務を懈怠したときは、裁判所は、子の4親等内の親族、コミュニオン若しくはサンカットの長、公的児童福祉施設の長又は検察官の請求によって、親権者としての権限の停止又は剥奪を宣告することができる(民法第1048条)。親権の停止又は剥奪に

より子に親権を行使する者がいなくなったときには、未成年後見が開始し、裁判所は、未成年後見人を選任しなければならない（民法第1052条）。

裁判所は、未成年後見人を選任するに当たり、未成年者の心身の状態、生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年者との利害関係の有無、未成年者の意見その他一切の事情を考慮しなければならない（民法第1068条第3項）。また、未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で未成年後見人を指定することができる（民法第1068条第1項）。この場合も、公正証書遺言（民法第1173条）の場合を除き、遺言の検認（民法第1213条）を行う必要があるため、裁判所が関与することとなる。なお、未成年者、一般被後見人、裁判所で免ぜられたことのある法定代理人、保佐人及びそれらの監督人、破産者並びに行方の知れない者は未成年後見人になることができない（民法第1074条）。また、未成年後見人の職務を監督するために、必要に応じて、未成年後見監督人を指定することもできる（民法第1075条）。未成年後見監督人は、未成年後見人の職務の監督のほか、未成年後見人が欠けた場合に、遅滞なく新たな未成年後見人の選任を裁判所に請求すること、急迫の事情がある場合に、未成年被後見人の身上監護及び財産管理について必要な処分をすること並びに未成年後見人と未成年被後見人との利益が相反する行為について未成年被後見人を代表することをその職務とする（民法第1077条）。また、未成年後見監督人があるときは、未成年後見人が未成年被後見人に代わって営業若しくは借財、不動産に関する権利の取得、訴訟行為等、贈与等の一定の行為（被保佐人が保佐人の同意を得ずしてした取消し可能な行為と同内容。民法第30条）をし、又は未成年被後見人がこれをするに同意するには、未成年後見監督人の同意を得なければならない（民法第1090条）。なお、未成年後見については、親権解放と同様、未成年後見からの解放の制度も用意されている（民法第1095条）。

カ 国籍法制（国籍証明書を含む。）について

カンボジアの国籍に関しては、カンボジア王国憲法第33条の委任に基づき、1996年国籍法が規律しており、基本的に親の一方がカンボジア人であれば、その子（カンボジア人の父に認知された子を含む。）は、クメール国籍を有すると定めて血統主義を採用する（1996年国籍法第4条第1項）とともに、カンボジアで生まれ、カンボジアに適法に居住する外国籍の両親から、カンボジアにおいて生まれた子についてもクメール国籍を認める（1996年国籍法第4条第2項）という形で、血統主義の例外を定めている。また、1996年国籍法は、クメール国籍を有し、18歳以上である者は、他の国籍を得た場合に、強制されずに自身のクメール国籍の放棄を申請することができることと定めており、国籍放棄は選択的であることから、本条の反対解釈として、カンボジアは二重国籍を認めると解することができる。

カンボジア人と婚姻した外国籍の者は、婚姻の登録をしてから3年間同居してい

た場合に、クメール国籍を申請することができる（1996年国籍法第5条）。具体的な取得の方式及び手続については、2013年のクメール国籍申請の方式及び手続に関する政令第286号が定める（1996年国籍法第5条による政令への委任）。クメール国籍の付与は、勅令により行われる（1996年国籍法第5条）。

1996年国籍法は、帰化による国籍取得についても定める。1996年国籍法は、第7条において、外国人は、帰化によるクメール国籍を申請できると定め、帰化の要件を第8条に列挙している。すなわち、帰化申請者が素行良好であること、過去に犯罪歴がないこと、継続して7年の居住の事実があること、帰化申請時にカンボジアに居住していること、カンボジア語を話すことができ、かつ、カンボジアの歴史についての知識を有し、カンボジア社会に協調できること、心身ともに健康であることが帰化の要件とされる。

ただし、カンボジア王国で生まれた外国人については、継続的居住に関する7年の期間は、3年に短縮され（1996年国籍法第9条）、カンボジア開発協議会（CDC）又はカンボジア王国政府から投資認可を受け、12億5000万リエル以上の投資を行い、実際のプロジェクトを実施した外国人については、継続的居住に関する要件は免除される（1996年国籍法第10条及び第11条）。また、カンボジア王国の経済の復興及び再建の利益のために、現金で10億リエル以上を国家予算に寄付した外国人については、継続的居住及び帰化申請時における居住の要件が免除される（1996年国籍法第12条）。カンボジア王国の利益のために特別な実績又は成果をもたらしたことを証明する者についても、継続的居住の要件が免除される（1996年国籍法第13条）。帰化の方式及び手続については、2013年の帰化の方式及び手続に関する政令第287号が定める（1996年国籍法第16条による政令への委任）。クメール国籍の付与は、勅令により行われる（1996年国籍法第16条）。

クメール国籍を有する者は、身分証明書及び旅券の交付を受ける権利を有する（1996年国籍法第19条）。身分証明書の交付手続等に関しては、2007年のクメール身分証明書に関する政令第60号が定めており、クメール国籍を有する者は、身分証明書交付を申請する義務を負う（クメール身分証明書に関する政令第60号第5条）。

上述のように、1996年国籍法は、国籍の放棄を認めている（1996年国籍法第18条）。1996年国籍法第18条の委任により、2013年に国籍の放棄の申請要件及び手続に関する政令第288号が公布されている。

キ 身分登録法制（証明制度を含む。）について

身分登録については、上述のように、出生、婚姻、死亡について複数帳簿方式でコミュニケーション及びサンカット（内務省所管）のレベルで行われているほか、戦乱等により従前の登録が失われ、又は登録を懈怠した者について、出生、婚姻、死亡につき、確認登録の制度が設けられている（書式の日本語訳及びクメール語の記入例

については、資料参照。ただし、婚姻確認登録及び死亡確認登録については、2018年2月現在制度の見直しを行っており、利用可能な書式は存在しない。それぞれの帳簿は原本が2部作成され、暦年ごとに書式を閉じた固定式のもので、年ごとにまとめて、コミューン又はサンカットの上のレベルの行政単位であるスロック又はカンの役場及び管轄裁判所に保管される（身分登録に関する政令第103号第9条、第14条等）。現在までに登録情報の電磁的なデータ化はされておらず、出生、婚姻、死亡の帳簿間をまたいで情報を共有し、又はコミューン若しくはサンカット相互の間で登録情報を共有するための制度は存在しないため、二重の登録や虚偽の登録を防ぐための有効な手段がない。ただし、同じく内務省が治安維持及び住民把握のために各戸について居住する親族等の氏名、生年月日、性別等を記録する家族登録簿及び居住者登録簿並びに同様の情報を記載し、各戸に対して交付される家族登録証明書及び居住者登録証明書の制度（1997年の政令第73号及び第74号に基づく。）が存在しており、人口移動の少ない地域では、コミューン、サンカット等でそれらを参照することにより、二重登録、虚偽登録等につき一定の歯止めがかかっていたと考えられる。しかしながら、農村から都市への人口流出が激しくなり、婚姻等による人口移動も従前に比べて頻繁に行われるようになった現在、登録の一元化、電磁的データ化等、登録情報の追跡可能性の向上のための対策が急がれる。

身分の証明については、上記の出生、婚姻及び登録の各登録簿を元にして、登録時にコミューン又はサンカット役場により証明書が交付されるほか、手数料を支払って登録簿の謄本の交付を申請することができる。謄本の申請は、登録を行った暦年中は、コミューン又はサンカット役場に対して、登録を行った翌年以降は、登録簿の存在するスロック若しくはカン役場又は管轄裁判所に対して行う（身分登録に関する政令第103号第51条及び第52条）。

ク 国際私法について

身分関連の国際私法に関しては、単一の法律がなく、身分関係一般についての準拠法に関する通則は、存在しない（身分関連以外の分野における国際私法についても通則的な法令はない。）。

婚姻については、1989年婚姻家族法が、カンボジア人と外国人との間の婚姻の方式、婚姻及びその解消についての準拠法を定める。すなわち、カンボジア国民及び外国に居住する外国人との間の婚姻は、両者が居住する国に駐在するカンボジアの大使館又は領事館の登録官の面前でされることを要する（1989年婚姻家族法第79条第1項）としつつ、外国の法律によって規定された婚姻の手續に従って正式に執り行われたカンボジア国民及び外国人との間の婚姻は、カンボジア王国の法律に反しない限りにおいて、カンボジアにおいても有効なものとして承認される（1989年婚姻家族法第79条第2項）と定めて、外国の方式による婚姻も認めている。また、カ

ンボジア国民及びカンボジア国に在る外国人との間の婚姻は、カンボジアの法律による(1989年婚姻家族法第80条)。なお、在外カンボジア人同士の婚姻については、民法第957条及び1989年婚姻家族法第79条第1項が在外公館での登録を定めるほか、1989年婚姻家族法第79条第2項により、外国の方式によるものも有効とする。また、カンボジアの国内において、カンボジア人及び外国人が婚姻するときには、2008年のクメール市民及び外国人の婚姻の効力及び手続に関する政令第183号が適用され、クメール市民及び外国人の婚姻の効力及び手続に関する政令第183号が定める書面を外務国際協力省に提出しなければならない(クメール市民及び外国人の婚姻の効力及び手続に関する政令第183号第9条)。外務国際協力省は、書面に基づき婚姻要件等の審査を行い、内務省に送付し、内務省は管轄のコミュン又はサンカットの役場に婚姻を登録させることにより、婚姻が成立する(クメール市民及び外国人の婚姻の効力及び手続に関する政令第183号第10条及び第11条)。

離婚については、カンボジア国民及び外国に居住する外国人の婚姻の解消は、当該外国の法律による(1989年婚姻家族法第81条第1項)とし、カンボジア国民及びカンボジアに居住する外国人の婚姻の解消は、カンボジアの法律による(1989年婚姻家族法第81条第2項)とする。後者については、カンボジアの裁判所が婚姻の解消の申立てにつき判断する(1989年婚姻家族法第81条第3項)。なお、カンボジアは、離婚等に伴う子の連れ去りに関する問題を解決するための1980年の国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約には、加盟していない。

外国人がカンボジア人を養子として縁組する場合には、2009年に公布された国際養子縁組に関する法律が適用される。カンボジアは、1993年の国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約に2007年に加盟したが、カンボジア人が外国人を養子とする場合の準拠法は、カンボジアの法律では定められておらず、当該養子縁組がカンボジア国内で行われ、または当該縁組の効力がカンボジアで争われるときは、カンボジア法(すなわち、民法)によるのか、外国人の本国法によるのか明らかではない。

(2) 法令の有効性について

ア 婚姻及び家族に関する法律 (1989年7月17日成立)

婚姻及び家族に関する法律は、1989年7月17日に国民議会で採択され、同年7月26日に公布された全5章122か条からなる法律である。同法は、離婚後の扶養に関する規定、国際私法に係る一部の規定等を除き、民法の適用期日である2011年12月21日(憲法の規定により民法の適用に関する法律がカンボジア全土において施行された日から6か月後)に民法の適用に関する法律第78条により廃止された。

イ 民法典 (1920年7月1日法律)

いわゆる1920年旧民法については、1975年の民主カンプチア政権成立により実質的に効力を失っていたが、正式な手続により廃止されたか否かが不明であったため、民法の適用に関する法律第82条において、「その効力を有しない」と宣言され、効力を有しないことが確定した。

ウ 民法典 (2007年12月8日公布)

民法は2007年12月8日に公布され、憲法第93条の規定により、その10日にプノンペンにおいて、20日後にプノンペン以外のカンボジア全土において施行された。しかし、民法の適用にあたり様々な関連制度が必要であり、それらの関連制度を構築するための付属法令が必要であること、制度構築に間に合わない場合は暫定的な仮の制度が必要であること、経過規定や既存の法令との調整が必要であること等の理由により、民法の適用に関する法律が別途起草され、民法の適用に関する法律がカンボジア全土において施行された日から6か月後の2011年12月21日に、その一部が改正される(民法の適用に関する法律第81条)とともに適用となった。

エ 国籍法 (1954年9月27日法律第904号、1954年11月30日法律第913号)

1954年の法律第904号は、同年の法律第913号とともに、1920年旧民法の国籍に関する規定を改正するものであり、前者が主に帰化に関する規定を旧民法に追加し、後者が国籍の要件等を改正して、それらの規定を1920年旧民法と一体化させるものであった。しかし、1996年に国籍に関する法律が成立したことで、実質的な効力を失い、かつ民法の適用に関する法律第82条において、1920年民法が「その効力を有しない」と宣言されたことから、効力を有しないことが確定した。

オ 国籍に関する法律 (1996年8月20日採択)

1996年10月9日に公布され、2017年11月時点で効力を有する。

カ 民法の適用に関する法律 (2011年5月31日公布)

民法の適用期日、法人登記及び夫婦財産契約の登記に関する規定、民法の適用に関する暫定的な規定、経過措置、既存の法律の改廃等を定める全8章84か条からなる法律で、2011年5月31日に公布され、民法の適用期日（民法の適用に関する法律がカンボジア全土において施行された日から6か月後の2011年12月21日）に適用された。

キ 国際養子縁組に関する法律 (2009年12月8日公布)

外国人が養親となり、カンボジア人を養子として縁組する完全養子縁組に関する要件、手続等を定めた法律である。同法は、1993年の国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約（カンボジアは2007年に加盟）を国内法化するために、Unicefの支援を受けて起草され、2009年12月8日に公布され、即日施行された。しかし、細則や制度整備の遅れから、実質的な適用に至っていない。

【参考文献】

- 天川直子編（2001）『カンボジアの復興・開発』アジア経済研究所
——編（2004）『カンボジア新時代』アジア経済研究所
カンボジア王国司法省人事局統計（クメール語）
クレーロン、マルセル（大木雅夫訳）（1965）「カンボジア法における婚姻および離婚」宮
崎孝治郎編『新比較婚姻法Ⅴ 東南アジア（1）』勁草書房
高橋宏明（2001）「近現代カンボジアにおける中央・地方行政制度の形成過程と政治主体」
天川直子編『カンボジアの復興・開発』アジア経済研究所、67-110頁
二木靖訳（1940）『佛領印度支那ノ司法組織並ニ東京・安南民法の概要（翻訳）』、東亜研究
所
日本弁護士連合会カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトチーム（2003）『カンボ
ディア王国弁護士会司法支援プロジェクト JICA 開発パートナー事業中間報告書（2002
年9月—2003年9月）』
——（2006）『カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト JICA 開発パートナー
事業最終報告書（2002年9月—2003年9月）』
松本恒雄（2010）「カンボジア民法典の制定とその特色」『ジュリスト』1406号、79-86頁
松本恒雄（2012）「適用を開始したカンボジア民法とその課題」『アジア法研究』6号、147-159
頁
宮崎朋紀（2008）「～特集～各国法整備支援の状況：国別状況～カンボジア～」ICD NEWS
第37号 24-36頁
Proceed97/morishita.html>
安田佳子（2005）「カンボジアにおける法整備と法の支配」法学新報第112巻1、2号
四本健二（1999）『カンボジア憲法論』勁草書房
——（2004）「カンボジアにおける社会問題と法——トラフィッキング取締り法制の展
開を中心に——」天川直子編『カンボジア新時代』アジア経済研究所、177-222頁
——（2007）「カンボジアにおける女性の権利——ドメスティックバイオレンス防止法
制の展開を中心に——」『アジアのマイノリティと法Ⅱ』関西大学法学研究所、67-98
頁
ADB（1998）*ADB Law and Development Bulletin 1998 ed.*
Bar Association of the Kingdom of Cambodia（2003）*L'Annuaire des Avocats 2003-2004*
——（2005）*Legal Profession in Cambodia*
Chandler, David P.（1992）*The Tragedy of Cambodian History: Politics, War and Revolution Since
1945*, Yale University Press
Jennar, Raoul M.（1995）*The Cambodian Constitutions (1955-1993)*, White Lotus

- Koy, Neam (1998) *Introduction to the Cambodian Judicial Process*, The Asia Foundation
- Adhémand Leclère (1898) *Les Codes Cambodgiens Tome I*, Ernest Leroux
- Royal University of Law and Economics (2003) *Introduction au Droit Cambodgien*, Cooperation and Cultural Activities of French Embassy
- Sperfeldt, Christoph (2017) *Report on Citizenship Law: Cambodia*, Global Citizenship Observatory (GLOBALCIT), Robert Schuman Centre for Advanced Studies in collaboration with Edinburgh University Law School
- Unicef (2017) *National Baseline on Civil Registration and Vital Statistics in Cambodia*
- United Nations Human Rights Council (2014) *Birth registration and the right of everyone to recognition everywhere as a person before the law: Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights*

資料編

<資料内容>

(1) Samples_1_Birth

1. 出生登録簿
2. 出生証明書
3. 出生確認登録簿
4. 出生確認証明書
5. 出生証明書謄本
6. 出生確認証明書謄本

(2) Sample_2_Marriage

1. 婚姻申請書（妻となる者）
2. 婚姻申請書（夫となる者）
3. 婚姻公告書
4. 婚姻登録簿
5. 婚姻証明書
6. 婚姻証明書謄本

(3) Sample_3_Death

1. 死亡登録簿
2. 死亡証明書
3. 死亡証明書謄本

(1) Samples_1_Birth

1. 出生登録簿

ជំពូកទី២ ៖ អត្រានុកូលដ្ឋានកំណើត

ឈ្មោះ (១)..... កណ្តាល លេខ (៤)..... ២៧
 ភេទ (២)..... កណ្តាលស្រី សៀវភៅកំណើតលេខ (៥).....០១/២០១៤.....
 ឃុំ សង្កាត់ (៣)..... គោកគ្រប់ ឆ្នាំ (៦)..... ២០១៤.....

បញ្ជីកំណើត

ឈ្មោះ (៧)	សម	ភេទ (៨)	សញ្ជាតិ (១០)
ឈ្មោះមរណ (៨)	សិរី	ប្រុស	ខ្មែរ
ជាអក្សរឡាតាំង (១១)	SAM	កូនបី (១២)	មាន ឬ គ្មាន (១៣)
ឈ្មោះមរណ (១២)	SITHY	មួយ	មាន ឬ គ្មាន
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១៤)	ថ្ងៃ ទី ០៧ ខែ មករា ឆ្នាំ ២០១៤		
ទីកន្លែងកំណើត (១៥) ភូមិគោកច្រើង ឃុំគោកគ្រប់ ស្រុកកណ្តាលស្រី ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា		
ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស		
ព្រឹត្តិ ឈ្មោះ	ព្រឹត្តិ	ឈ្មោះ	
ឈ្មោះ និង ឈ្មោះ (១៦)	សម លោកីណា	(១៧) រស់ ឬ ម្តង	សុយា រតនា (១៧) រស់ ឬ ម្តង
ជាអក្សរឡាតាំង (១៨)	SAM SORPHORN		KUN RATANA
សញ្ជាតិ (១៩)	ខ្មែរ		ខ្មែរ
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (២០)	ថ្ងៃទី០១ ខែមេសា ឆ្នាំ១៩៧៥		ថ្ងៃទី០២ ខែកុម្ភៈ ឆ្នាំ១៩៩០
ទីកន្លែងកំណើត (២១)ភូមិច្រកកែវ ឃុំកោះស្រី ស្រុកស្រីសោយ ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា ភូមិពោធិ ឃុំស្រែ ឃុំស្រែចម្ការ ខេត្តកែវ ប្រទេសកម្ពុជា	
ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស		
មុនរបររបរពលករ (២២)	គ្រូបង្រៀន		
ទីលំនៅពលករ (២៣) ភូមិគោកច្រើង ឃុំគោកគ្រប់ ស្រុកកណ្តាលស្រី ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា ភូមិគោកច្រើង ឃុំគោកគ្រប់ ស្រុកកណ្តាលស្រី ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា	
លេខអត្តសញ្ញាណប័ណ្ណ (២៤)			
ឈ្មោះ និង ឈ្មោះ (២៥)	សម លោកីណា	ភេទ (២៦)	សញ្ជាតិ (២៨)
ម្តាយកំណើត (២៥)		ប្រុស	ខ្មែរ
គ្រូជាអ្នកបង្រៀន (២៦)	ជំពូកបង្រៀន		
មុនរបររបរ (២៧)	គ្រូបង្រៀន		
ទីលំនៅបច្ចុប្បន្ន (២៨)	ភូមិគោកច្រើង ឃុំគោកគ្រប់ ស្រុកកណ្តាលស្រី ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា		
លេខអត្តសញ្ញាណប័ណ្ណ (២៩)			

ជនណាបានរាយការណ៍មិនពិតអំពីអត្រានុកូលដ្ឋាន មន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋានណាបានសម្គាល់ ឬបញ្ជាក់ ក្នុងបង្គំ ចុះសៀវភៅអត្រានុកូលដ្ឋាន ឱ្យប្រជាជនដទៃទៀត ជននោះ និងមន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋាននោះនឹងត្រូវទទួលបានការបញ្ជីច្បាប់ ។

(៣៤) ធ្វើនៅ..... គោកគ្រប់ ថ្ងៃទី ១២ ខែ មករា ឆ្នាំ ២០១៤

(៣៣) ស្នាមមេដៃស្តីប្រកបការងារ

(៣៥) មន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋាន

មេឃុំ

(៣៦) ហត្ថលេខា និងត្រា

សម លោកីណា

ជ្រី ហៀង

កម្រងឯកសារស្តីពីរបៀបគត់ត្រាការងារអត្រានុកូលដ្ឋាន ៦០

州・市： _____

番号： _____

スロク・カン： _____

出生登録簿台帳番号： _____

コミュニン・サンカット： _____

年： _____

出生登録簿

姓		性別	国籍	
名				
ローマ字	姓	第__子	嫡出・非嫡出	
	名			
生年月日		年 月 日 曜日		
出生地		村、コミュニン・サンカット、スロク・カン、州・市、国		
子の父母		父		母
姓名		生存・死亡		生存・死亡
ローマ字				
国籍				
生年月日				
出生地				
村、コミュニン・サンカット、スロク・カン、州・市、国				
子の出生時の職業				
子の出生時の居住地				
身分証明書番号				
子の出生登録届出人の姓名		性別	出生年	国籍
子との関係				
現在の職業				
現在の居住地				
身分証明書番号				

戸籍について不実の届出をした者、申請人と共謀して不実の記載をした戸籍担当官は、法律の規定により罰せられる。

年 月 日 にて作成

届出人右手拇印

戸籍担当官

2. 出生証明書

ជំពូកទី២ ៖ អត្រានុកូលដ្ឋានកំណើត



ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ

ឈ្មោះ (១) --- កណ្តាល ----- លេខ (៤)---- ២៥ -----
 ភេទ (២) --- កណ្តាលស្តីង --- ស្រុកកំណើតលេខ (៥)--0១/២0១៤--
 ឃុំ សង្កាត់ (៣) --- គោកគ្រប់ --- ឆ្នាំ (៦)----- ២0១៤-----

សំបុត្រកំណើត

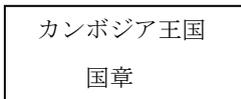
នាមត្រកូល (៧)	សម	ភេទ (៩)
នាមខ្លួនហោរា (៨)	សិរី	ប្រុស
ជាអក្សរឡាតាំង (១០)	នាមត្រកូល	SAM
	នាមខ្លួនហោរា	SITHY
សញ្ជាតិ (១១)	ខ្មែរ	
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១២)	ថ្ងៃ ទី១៥ ខែ មករា ឆ្នាំ ២០១៤	
ទីកន្លែងកំណើត (១៣) ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស ភូមិគោកជ្រឹង ឃុំគោកគ្រប់ ស្រុកកណ្តាលស្តីង ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា	
ឪពុក ម្តាយនាគ	ឪពុក	ម្តាយ
នាមត្រកូល និងនាមខ្លួន (១៤)	សម សោភ័ណ	គុណ រតនា
ជាអក្សរឡាតាំង (១៥)	SAM SORPHORN	KUN RATANA
សញ្ជាតិ (១៦)	ខ្មែរ	ខ្មែរ
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១៧)	ថ្ងៃទី០១ ខែមេសា ឆ្នាំ១៩៧៥	ថ្ងៃទី០២ ខែកុម្ភៈ ឆ្នាំ១៩៨០
ទីកន្លែងកំណើត (១៨) ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស	...ភូមិប្រាកែវ ឃុំកោះវិល ស្រុក ស្វាយ ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា...	...ភូមិពោធិ ឃុំស្នា ស្រុកសំរោង ខេត្តតាកែវ ប្រទេសកម្ពុជា...
ទីលំនៅពេលហោរាកើត (១៩)ភូមិគោកជ្រឹង ឃុំគោកគ្រប់ ស្រុកកណ្តាលស្តីង ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា...	

(២០) ធ្វើនៅ.... គោកគ្រប់ ថ្ងៃទី ១២ ខែ មករា ឆ្នាំ ២០១៤

(២១) ប្រធានអង្គការសុខាភិបាល
មេឃុំ

(២២) ហត្ថលេខា និងត្រា
ថ្ងៃ ហៀង

កម្រងឯកសារស្តីពីរបៀបកត់ត្រាការងារអត្រានុកូលដ្ឋាន ៦៧



カンボジア王国
国家 宗教 国王

州・市： _____

番号： _____

スロク・カン： _____

出生登録簿台帳番号： _____

コミュニン・サンカット： _____

年： _____

出生証明書

姓			性別
名			
ローマ字	姓		
	名		
国籍			
生年月日	年	月	日 曜日
出生地 村、コミュニン・サンカット、ス ロク・カン、州・市、国			
子の父母	父	母	
姓名			
ローマ字			
国籍			
生年月日			
出生地 村、コミュニン・サンカット、ス ロク・カン、州・市、国			
子の出生時の居住地			

年 月 日 にて作成

戸籍担当官

3. 出生確認登録簿

ជំពូកទី២ ៖ អត្រានុកូលដ្ឋានកំណើត

រាជធានី (១)..... ភ្នំពេញ..... លេខ (៤)..... ១០.....
 ខេត្ត (២)..... ព្រៃកែវ..... សេដ្ឋកិច្ចសង្គមកម្ពុជា (៥)... ០១/២០១៣ ...
 ឆ្នាំ សន្តតិ (៣)..... ព្រៃកែវ..... ឆ្នាំ (៦)..... ២០១៣.....

បញ្ជីបញ្ជាក់កំណើត

នាមត្រកូល (៧)	យីម	ភេទ (៨)	សញ្ជាតិ (១០)	កូនបី (១១)
នាមខ្លួនម្តងកំណើត (៨)	សុផល	ប្រុស	(១០) ខ្មែរ	បី
ជាអក្សរឡាតាំង (១២)	នាមត្រកូល នាមខ្លួនម្តងកំណើត	YIM SOPHAL		
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១៣)	ថ្ងៃ សុក្រ បី ខែ សីហា ឆ្នាំ ១៩៦៩			
ទីកន្លែងកំណើត (១៤) ភូមិព្រៃកាត ឃុំសំបូរ ស្រុកឃ្លាងម ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា			
ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស			
ឪពុក ម្តាយ	ឪពុក	ម្តាយ		
នាមត្រកូល និងនាមខ្លួន (១៥)	យីម ដួង	(១៦) ឈ្មោះ ប្រុស	នូ ឈ្មោះ	(១៧) ឈ្មោះ ប្រុស
ជាអក្សរឡាតាំង (១៧)	YIM DUONG		NOU PHALLA	
សញ្ជាតិ (១៨)	ខ្មែរ		ខ្មែរ	
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១៩)	ថ្ងៃបី ២១ ខែ ឧសភា ឆ្នាំ១៩៣៩		ថ្ងៃបី ៣០ ខែ កក្កដា ឆ្នាំ១៩៤៣	
ទីកន្លែងកំណើត (២០)ភូមិស្រែ ឃុំសំបូរ ស្រុកត្រាំកក ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា ភូមិព្រៃកាត ឃុំសំបូរ ស្រុកឃ្លាងម ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា	
ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស	
មុនរបបបច្ចុប្បន្ន (២១)	កម្ពុជា		កម្ពុជា	
ប្រទេសបច្ចុប្បន្ន (២២)				
ម៉ែសាមី	សាមី		សាមី	
នាមត្រកូល និងនាមខ្លួន (២៣)	គឹម សុខ	(២៤) ភេទ ប្រុស	លោក វ៉ានី	(២៥) ភេទ ស្រី
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (២៤)	ថ្ងៃបី១២ ខែកុម្ភៈ ឆ្នាំ១៩៦១ (២៦)	សញ្ជាតិ ខ្មែរ	ថ្ងៃបី២០ ខែមេសា ឆ្នាំ១៩៦៩	សញ្ជាតិ ខ្មែរ
ទីកន្លែងកំណើត (២៧) ភូមិព្រៃកាត ឃុំសំបូរ ស្រុកឃ្លាងម ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា ភូមិខ្ពស់ ឃុំការពេញ ភ្នំពេញ ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា	
ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស	
មុនរបបបច្ចុប្បន្ន (២៨)	កម្ពុជា		កម្ពុជា	
ប្រទេសបច្ចុប្បន្ន (២៩) ភូមិខ្ពស់ សង្កាត់ព្រៃកែវ ខណ្ឌព្រៃកែវ រាជធានីភ្នំពេញ ប្រទេសកម្ពុជា ភូមិខ្ពស់ សង្កាត់ព្រៃកែវ ខណ្ឌព្រៃកែវ រាជធានីភ្នំពេញ ប្រទេសកម្ពុជា	
លេខអត្តសញ្ញាណប័ណ្ណ (៣០)				

ជនណាបានរាយការណ៍មិនពិតអំពីអត្រានុកូលដ្ឋាន មន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋានណាបានសមត្ថកិច្ច ឃុបឃិត ក្នុងបន្ទប់ ចុះសេចក្តីហៅអត្រានុកូលដ្ឋាន ឱ្យប្រជាពលរដ្ឋដែលមកសុំ ជននោះ មិនមន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋាននោះនឹងត្រូវមូលហេតុសាមបញ្ញត្តិច្បាប់ ។

(៣២) ធ្វើនៅ..... ព្រៃកែវ..... ថ្ងៃបី ១១ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០១៣

(៣១) **ស្នងបទប្រឹក្សា**
 សាមីខ្លួន សាមី សាមី
 យីម សុផល គឹម សុខ លោក វ៉ានី

(៣៣) **មន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋាន**
លោក វ៉ានី
 (៣៤) ហត្ថលេខា និងគ្រា
 ពេល ណា

កម្រងឯកសារស្តីពីរបៀបកត់ត្រាការអត្រានុកូលដ្ឋាន ៧៣

出生確認登録簿

姓			性別	国籍	第___子
名					
ローマ字	姓				
	名				
生年月日	年 月 日 曜日				
出生地					
村、コミューン・サンカット、ス ロック・カン、州・市、国					
父母	父		母		
姓名		生存・死亡		生存・死亡	
ローマ字					
国籍					
生年月日					
出生地					
村、コミューン・サンカット、ス ロック・カン、州・市、国					
現在の職業					
現在の居住地					
証人について	証人		証人		
姓名		性別		性別	
生年月日		国籍		国籍	
出生地					
村、コミューン・サンカット、ス ロック・カン、州・市、国					
現在の職業					
現在の居住地					
身分証明書番号					

戸籍について不実の届出をした者、申請人と共謀して不実の記載をした戸籍担当官は、法律の規定により罰せられる。

年 月 日 にて作成

届出人右手拇印

戸籍担当官

4. 出生確認証明書

ជំពូកទី២ ៖ អត្រានុកូលដ្ឋានកំណើត



ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ

ពលរដ្ឋ ទេស (១) --- ភ្នំពេញ --- លេខ (៤)----- ១០ -----
 ប្រុស ឬស្រី ខណ្ឌ (២) --- ព្រៃកញ្ជ័រ --- ស្រុកស្រែចម្ការកំពង់ឆ្នាំង (៥)-០១/២០១៣-
 ផ្ទះ សង្កាត់ (៣) --- ព្រៃកញ្ជ័រ --- ឃុំ (៦)----- ២០១៣-----

សំបុត្របញ្ជាក់កំណើត

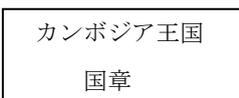
នាមត្រកូល (៧)	យឹម		ភេទ (៩)
នាមខ្លួនអ្នកកើត (៨)	សុផល		ប្រុស
ជាអក្សរឡាតាំង (១០)	នាមត្រកូល	YIM	
	នាមខ្លួនអ្នកកើត	SOPHAL	
សញ្ជាតិ (១១)	ខ្មែរ		
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១២)	ថ្ងៃ សុក្រ ទី ២៥ ខែ សីហា ឆ្នាំ ១៩៦៩		
ទីកន្លែងកំណើត (១៣) ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស	... ភូមិព្រែកទា ឃុំសំបូរ ស្រុកស្វាយម ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា ...		
ឪពុក ម្តាយ	ឪពុក	ម្តាយ	
នាមត្រកូល និងនាមខ្លួន (១៤)	យឹម ដួង	នូ ផល្លា	
ជាអក្សរឡាតាំង (១៥)	YIM DUONG	NOU PHALLA	
សញ្ជាតិ (១៦)	ខ្មែរ	ខ្មែរ	
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១៧)	ថ្ងៃទី២១ ខែឧសភា ឆ្នាំ១៩៣៩	ថ្ងៃទី៣០ ខែកក្កដា ឆ្នាំ១៩៤៣	
ទីកន្លែងកំណើត (១៨) ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស	ភូមិអំពិល ឃុំលាយបូរ ស្រុកត្រាំកក់ ខេត្តតាកែវ ប្រទេសកម្ពុជា	ភូមិព្រែកទា ឃុំសំបូរ ស្រុកស្វាយម ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា	

(១៩) ធ្វើនៅ..... ព្រៃកញ្ជ័រ ថ្ងៃទី ១១ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០១៣

(២០) ប្រធានអង្គនុកូលដ្ឋាន
ខេត្តសង្កាត់

(២១) ហត្ថលេខា និងត្រា
ពេជ ឃុំ

កម្រងឯកសារស្តីពីរបៀបកត់ត្រាការងារអត្រានុកូលដ្ឋាន



カンボジア王国
国家 宗教 国王

州・市： _____
スロク・カン： _____
コミュン・サンカット： _____

番号： _____
出生確認簿台帳番号： _____
年： _____

出生確認証明書

姓			性別
名			
ローマ字	姓		
	名		
国籍			
生年月日	年 月 日 曜日		
出生地 村、コミュン・サンカット、ス ロク・カン、州・市、国			
父母	父	母	
姓名			
ローマ字			
国籍			
生年月日			
出生地 村、コミュン・サンカット、ス ロク・カン、州・市、国			

年 月 日 にて作成

戸籍担当官

5. 出生証明書謄本

ជំពូកទី២ ៖ អត្រានុកូលដ្ឋានកំណើត



ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ

លេខ/និស្សេទី (១) --- កណ្តាល ---
ឆ្នាំ ខែ ថ្ងៃ (២) --- កណ្តាលស្ទឹង ---
ឃុំ សង្កាត់ (៣) --- គោកគ្រប់ ---

សេចក្តីបញ្ជាក់សំបុត្រកំណើត

ចម្លងសំបុត្រកំណើតចេញពី	(៤) លេខកំណើត លេខ ៖ ០១/២០១៤	(៥) សំបុត្រកំណើត លេខ ២៥ ចុះថ្ងៃទី១២ ខែមករា ឆ្នាំ២០១៤
នាមត្រកូល (៦)	សម	
នាមខ្លួនសារក (៧)	សិថី	ភេទ (៨) ប្រុស
ឈ្មោះប្តី (៩) នាមត្រកូល នាមខ្លួនសារក	SAM	
	SITHY	
សញ្ជាតិ (១០)	ខ្មែរ	
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១១)	ថ្ងៃ ទី១២ ខែ មករា ឆ្នាំ ២០១៤	
ទីកន្លែងកំណើត (១២) ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស ភូមិគោកគ្រប់ ឃុំគោកគ្រប់ ស្រុកកណ្តាលស្ទឹង ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា	
ឪពុក ម្តាយ	ឪពុក	ម្តាយ
នាមត្រកូល និងនាមខ្លួន (១៣)	សម លោកណា	គុណ រតនា
ឈ្មោះប្តី (១៤)	SAM SORPHORN	KUN RATANA
សញ្ជាតិ (១៥)	ខ្មែរ	ខ្មែរ
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១៦)	ថ្ងៃទី០១ ខែមេសា ឆ្នាំ១៩៧៥	ថ្ងៃទី០២ ខែកុម្ភៈ ឆ្នាំ១៩៨០
ទីកន្លែងកំណើត (១៧) ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេសភូមិព្រែកកែវ ឃុំកោះខែល ស្រុក ស្នាម ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា.....ភូមិពោធិ ឃុំស្នា ស្រុកសំរោង ខេត្តតាកែវ ប្រទេសកម្ពុជា.....
ទីលំនៅពេលសារកកើត (១៨)	ភូមិគោកគ្រប់ ឃុំគោកគ្រប់ ស្រុកកណ្តាល ស្ទឹង ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា	ភូមិគោកគ្រប់ ឃុំគោកគ្រប់ ស្រុកកណ្តាល ស្ទឹង ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា

(១៩) ធ្វើនៅ... គោកគ្រប់ ថ្ងៃទី ០១ ខែ មីនា ឆ្នាំ ២០១៤

(២០) មន្ត្រីអនុកូលដ្ឋាន-----
មេឃុំ
 (២១) ហត្ថលេខា និងត្រា
 ថ្ងៃ ហៀង

កម្រងឯកសារស្តីពីរបៀបកត់ត្រាការងារអនុកូលដ្ឋាន ៨៥

王国 カンボジア王国 カンボジア
 国王 国章 国家 宗教

州・市： _____

スロク・カン： _____

コミュン・サンカット： _____

出生証明書謄本

右の出生証明書からの写し	出生登録簿 _____年 第 _____号	出生証明書 _____年 _____月 _____日 登録第 _____号
姓		
名	性別	
ローマ字	姓	
	名	
国籍		
生年月日	年 月 日 曜日	
出生地 村、コミュン・サンカット、ス ロク・カン、州・市、国		
子の父母	父	母
姓名		
ローマ字		
国籍		
生年月日		
出生地 村、コミュン・サンカット、ス ロク・カン、州・市、国		
子の出生時の居住地		

年 月 日 にて作成

戸籍担当官

コミュン長

6. 出生確認証明書謄本

ជំពូកទី២ ៖ អត្រាទុក្ខលម្អ្លាងកំណើត



ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ

រាជធានី ខេត្ត (១) --- ភ្នំពេញ -----
 ក្រុង ខេត្ត (២) --- ព្រៃកន្ទោច -----
 ឃុំ សង្កាត់ (៣) --- ព្រៃកន្ទោច -----

សេចក្តីបញ្ជាក់សម្រាប់បញ្ជាក់កំណើត

ឈ្មោះសម្រាប់បញ្ជាក់កំណើត	(៤) សៀវភៅបញ្ជាក់កំណើត លេខ ៖ ០១/២០១៣	(៥) សម្រាប់បញ្ជាក់កំណើត លេខ ១០ ចុះថ្ងៃទី១១ ខែកុម្ភៈ ឆ្នាំ២០១៣
នាមត្រកូល (៦)	យឹម	ភេទ (៨)
នាមខ្លួនអ្នកកើត (៧)	សុផល	ប្រុស
ឈ្មោះប្រពន្ធរបស់ (៨)	នាមត្រកូល	YIM
	នាមខ្លួនអ្នកកើត	SOPHAL
សញ្ជាតិ (១០)	ខ្មែរ	
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១១)	ថ្ងៃ សុក្រ ទី ២៥ ខែ សីហា ឆ្នាំ១៩៩៩	
ទីកន្លែងកំណើត (១២) ភូមិព្រៃកន្ទោច ឃុំសំបូរ ស្រុកស្រែកស្រែង ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា	
ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស	
ឪពុក ម្តាយ	ឪពុក	ម្តាយ
នាមត្រកូល និងនាមខ្លួន (១៣)	យឹម ដួង	នូ ផល្លា
ឈ្មោះប្រពន្ធរបស់ (១៤)	YIM DUONG	NOU PHALLA
សញ្ជាតិ (១៥)	ខ្មែរ	ខ្មែរ
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១៦)	ថ្ងៃទី២១ ខែឧសភា ឆ្នាំ១៩៧៩	ថ្ងៃទី៣០ ខែកក្កដា ឆ្នាំ១៩៧៣
ទីកន្លែងកំណើត (១៧)	ភូមិស្រែកស្រែង ឃុំសំបូរ ស្រុកស្រែកស្រែង ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា	
ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស	

លេខ (ក)..... ០៣ ព.ជ.ប.ក (២៤) ធ្វើនៅ...ព្រៃកន្ទោច... ថ្ងៃទី១៤ ខែ មករា ឆ្នាំ២០១៤
 យើង (ខ).... អភិបាលខេត្តព្រៃកន្ទោច (២៥) មន្ត្រីក្រុមសៀវភៅបញ្ជាក់កំណើត-
 បានឃើញ និងបញ្ជាក់ថា ហត្ថលេខានិងឈ្មោះនេះ ជាហត្ថលេខា ហត្ថលេខា
 របស់លោក (គ)... នៅ ណាត..... ជាមន្ត្រីក្រុមសៀវភៅ
 អត្រាទុក្ខលម្អ្លាង (ឃ).....ខណ្ឌព្រៃកន្ទោច.....ក្រុងព្រៃកន្ទោច ។
 (ង) ធ្វើនៅ...ព្រៃកន្ទោច ថ្ងៃទី១៤ ខែមករា ឆ្នាំ២០១៤
 (ច) ហត្ថលេខា និងគ្រា នៅ ណាត

មេត សុភីរ

កម្រងឯកសារស្តីពីរបៀបកត់ត្រាការងារអត្រាទុក្ខលម្អ្លាង ៨៦

王国 カンボジア王国 カンボジア
 国王 国章 国家 宗教

州・市： _____

スロック・カン： _____

コミューン・サンカット： _____

出生確認証明書

右の出生確認証明書からの写し	出生確認登録簿 _____年 第 _____号	出生確認証明書 _____年 _____月 _____日 登録第 _____号
姓		
名		
ローマ字	姓	
	名	
国籍		
生年月日	_____年 _____月 _____日 _____曜日	
出生地 村、コミューン・サンカット、ス ロック・カン、州・市、国		
父母	父	母
姓名		
ローマ字		
国籍		
生年月日		
出生地 村、コミューン・サンカット、ス ロック・カン、州・市、国		

番号 _____ 年 _____月 _____日 _____にて作成

スロック長 _____ は、右の署名が
 _____ (コミューン名)、(スロック名) の
 戸籍簿保管担当官 _____ のもの
 であることを証する。

戸籍簿保管担当官

年 _____月 _____日 _____にて作成

スロック長

(2) Sample_2_Marriage

1. 婚姻申請書 (妻となる者)

ឯកុកមី៣ ៖ អត្រានុកូលដ្ឋានអាពាហ៍ពិពាហ៍

ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ

~*~*~*~

ខ្ញុំខាង ទាមខ្ញុំឈ្មោះ--- អ៊ី ឡនស្រី--- សញ្ជាតិ-- ខ្មែរ-- កើតថ្ងៃទី--១៧-- ខែ--មករា-- ឆ្នាំ-- ១៩៧៩--
 មុខរបរបច្ចុប្បន្ន----- ក្រសែ-----ស្ថានភាពផ្ទាល់ខ្លួន----- នៅសឹក-----
 ទីលំនៅបច្ចុប្បន្ន ផ្ទះលេខ----- ផ្លូវលេខ----- ក្រុម----- ភូមិ----- ក្រីចាស់-----
ឃុំ សង្កាត់----- បាក់ខែង----- ស្រុក ខណ្ឌ----- ជ្រោយចង្វារ----- ខេត្ត រាជធានី----- ភ្នំពេញ----- ។
 ឪពុកឈ្មោះ--- អ៊ី សែម--- អាយុ---៦០---ឆ្នាំ (ស្រី រស់) ម្តាយឈ្មោះ--- ឡន ជណូ--- អាយុ---
៥៥---ឆ្នាំ (ស្រី រស់) ។

គោរពជូន
មន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋានឃុំ សង្កាត់----- នាគីខែង-----

ឧប្បមន្ត្រី ៖ សំណើសុំរៀបអាពាហ៍ពិពាហ៍ ។
 ដោយខ្ញុំខាង ទាមខ្ញុំ បានស្ម័គ្រចិត្តរៀបអាពាហ៍ពិពាហ៍ជាមួយឈ្មោះ--- សាយ សំអាត--- ភេទ---
ប្រុស--- សញ្ជាតិ--ខ្មែរ-- កើតថ្ងៃទី--២៥-- ខែ--សីហា-- ឆ្នាំ--១៩៧៣-- មុខរបរ----- សាស្ត្រាចារ្យ---
 ទីលំនៅបច្ចុប្បន្ន ផ្ទះលេខ----- ផ្លូវលេខ----- ក្រុម----- ភូមិ----- បាក់ខែង----- ឃុំ សង្កាត់--- ព្រែកលៀប---
ស្រុក ខណ្ឌ----- ជ្រោយចង្វារ----- ខេត្ត រាជធានី----- ភ្នំពេញ----- ប្រទេស----- កម្ពុជា----- ។
 ខ្ញុំសូមសន្យាថា នឹងអនុវត្តតាមលក្ខខណ្ឌដែលមានចែងក្នុងច្បាប់ និងលិខិតបទដ្ឋានពាក់ព័ន្ធនានា នៃ
 ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា ។
 អាស្រ័យហេតុនេះ សូមមន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋានឃុំ សង្កាត់--- បាក់ខែង--- មេត្តាអនុញ្ញាតឱ្យយើងខ្ញុំ
 ទាំងពីរបានរៀបអាពាហ៍ពិពាហ៍តាមសំណូមពរដោយអនុគ្រោះ ។

ធ្វើនៅថ្ងៃទី ០២ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០១៥
ស្នាមមេដៃសាមីខ្លួន

សូមជូនភ្ជាប់ជាមួយនូវ ៖

- ---លិខិតបញ្ជាក់ភាពនៅសឹក ០១ច្បាប់---
- ---សេចក្តីចម្លងសំបុត្របញ្ជាក់កំណើត ០១ច្បាប់---
- ---សៀវភៅស្នាក់នៅ និងសៀវភៅគ្រួសារ---

អ៊ី ឡនស្រី

កម្រងឯកសារស្តីពីរបៀបកត់ត្រាការងារអត្រានុកូលដ្ឋាន ១០៩

カンボジア王国

国家 宗教 国王

=====

私、(姓名)：_____ (性別)：_____ (国籍)：_____ (出生年)：_____ (現在の職業)：_____ (未婚・既婚の別)：_____ (現在の居住地)：_____ 州・市

_____ スロック・カン _____ コミューン・サンカット _____ 村
_____ グループ _____ 番通り _____ 家番号、

(父の姓名)：_____ (年齢)：_____ (生死の別)：_____、
(母の姓名)：_____ (年齢)：_____ (生死の別)：_____ は、

_____ **コミュニティ・サンカット戸籍担当官に対し、**

件名： 婚姻を申請いたします。

私は、自らの意志で、(姓名)：_____ (性別)：_____ (国籍)：_____ (出生年)：_____ (職業)：_____ (未婚・既婚の別)：_____ (現在の居住地)：_____ 州・市 _____ スロック・カン _____ コミューン・サンカット _____ 村 _____ グループ _____ 番通り _____ 家番号

との婚姻を決めています。

私は、婚姻及び家族に関する法律に照らし、十分な資格を有することを主張します。

従って、_____ コミューン・サンカット戸籍担当官におかれましては、私たち2人の婚姻を許可いただくようお願い申し上げます。

年 月 日

本人の拇印

添付書類：

3. 婚姻公告書

ជំពូកទី៣ ៖ អត្រានុកូលដ្ឋានអាពាហ៍ពិពាហ៍



ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ

រាជធានី ខេត្ត ----- ភ្នំពេញ -----
 ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ ----- ប្រាសាទស្វាយ -----
 ខ្ពស់ សង្កាត់ ----- បាក់ខែង -----
 លេខ ----- ០៩ ប.ខ -----

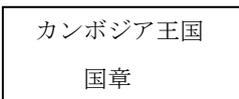
ប័ណ្ណប្រកាសអាពាហ៍ពិពាហ៍

អំពីសាមីខ្លួន	ខាងប្រុស	ខាងស្រី
នាមត្រកូល និង នាមខ្លួន	សាយ សំអាត	អ៊ូ នួនស្រី
ជាអក្សរឡាតាំង	SAY SAM ANN	OU NUON SREY
សញ្ជាតិ	ខ្មែរ	ខ្មែរ
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត	ថ្ងៃពុធ ២២៥ ខែសីហា ឆ្នាំ១៩៧៣	ថ្ងៃច័ន្ទ ២១៧ ខែមករា ឆ្នាំ១៩៧៩
ទីកន្លែងកំណើត	ភូមិពោធិ៍ ឃុំពោធិ៍ ស្រុកពោធិ៍ ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា	ភូមិក្រាំងសំ ឃុំបាក់ខែង ស្រុកមុខកំពូល ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា
មុខរបរបច្ចុប្បន្ន	ស្មៅស្រែ	ក្រសែ
ទីលំនៅបច្ចុប្បន្ន	ភូមិបាក់ខែង សង្កាត់ប្រាកស្សី ខណ្ឌប្រាសាទស្វាយ រាជធានីភ្នំពេញ ប្រទេសកម្ពុជា	ភូមិក្រាំងសំ សង្កាត់បាក់ខែង ខណ្ឌប្រាសាទស្វាយ រាជធានីភ្នំពេញ ប្រទេសកម្ពុជា
រយៈពេលប្តឹងពិពាហ៍	១០ថ្ងៃ គិតពីថ្ងៃបិទផ្សាយ	
នាមត្រកូល និងនាមខ្លួនឪពុក	សាយ សំអ៊ុន	អ៊ូ សែម
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត	ថ្ងៃទី០៤ ខែកញ្ញា ឆ្នាំ១៩៤៦	ថ្ងៃទី២៨ ខែកក្កដា ឆ្នាំ១៩៥៥
មុខរបរបច្ចុប្បន្ន	កសិករ	ជាងសំលេង
ទីលំនៅបច្ចុប្បន្ន	ភូមិបាក់ខែង សង្កាត់ប្រាកស្សី ខណ្ឌប្រាសាទស្វាយ រាជធានីភ្នំពេញ ប្រទេសកម្ពុជា	ភូមិបាក់ខែង សង្កាត់ប្រាកស្សី ខណ្ឌប្រាសាទស្វាយ រាជធានីភ្នំពេញ ប្រទេសកម្ពុជា
នាមត្រកូល និងនាមខ្លួនម្តាយ	សែម បុណ្ណា	នួន ផល្លា
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត	ថ្ងៃទី០៥ ខែមករា ឆ្នាំ១៩៤៨	ថ្ងៃទី១២ ខែមេសា ឆ្នាំ១៩៦០
មុខរបរបច្ចុប្បន្ន	ជាងកាត់ដេរ	លក់ដូរ
ទីលំនៅបច្ចុប្បន្ន	ភូមិបាក់ខែង សង្កាត់ប្រាកស្សី ខណ្ឌប្រាសាទស្វាយ រាជធានីភ្នំពេញ ប្រទេសកម្ពុជា	ភូមិបាក់ខែង សង្កាត់ប្រាកស្សី ខណ្ឌប្រាសាទស្វាយ រាជធានីភ្នំពេញ ប្រទេសកម្ពុជា

ប័ណ្ណប្រកាសអាពាហ៍ពិពាហ៍នេះ ត្រូវបិទផ្សាយជាសាធារណៈ នៅថ្ងៃទី ០៣ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០១៥ ។
 ធ្វើនៅ.... បាក់ខែងថ្ងៃទី ០២ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០១៥

បណ្ឌិត ហ៊ុន សែន
នាយករដ្ឋមន្ត្រី
 រាជធានីភ្នំពេញ

កម្រងឯកសារស្តីពីរបៀបកត់ត្រាការងារអត្រានុកូលដ្ឋាន ១១១



カンボジア王国
国家 宗教 国王

州・市： _____

スロック・カン： _____

コミュニン・サンカット： _____

番号： _____

婚姻公告書

当事者	男性	女性
姓名		
ローマ字		
国籍		
生年月日		
出生地		
現在の職業		
現在の居住地		
異議申立て期間		
父の姓名		
生年月日		
現在の職業		
現在の居住地		
母の姓名		
生年月日		
現在の職業		
現在の居住地		

年 月 日 にて作成

戸籍担当官

州・市： _____

番号： _____

スロック・カン： _____

婚姻登録簿台帳番号： _____

コミュニン・サンカット： _____

年： _____

婚姻登録簿

夫婦について		夫		妻	
姓					
名					
ローマ字	姓				
	名				
国籍					
出生年月日					
出生地（村、コミュニン・サンカット、スロック・カン、州・市、国）					
婚姻登録時の職業					
婚姻登録時の居住地					
身分証明書番号					
婚姻登録の回数					
婚姻登録年月日					
婚姻登録地					
婚姻公告書の番号及び公告年月日					
父母について		夫側		妻側	
父の姓名			国籍		国籍
ローマ字			生存・死亡		生存・死亡
生年月日					
現在の職業					
現在の居住地					
母の姓名			国籍		国籍
ローマ字			生存・死亡		生存・死亡
生年月日					
現在の職業					
現在の居住地					
証人について		証人		証人	
姓名			性別		性別
国籍					
生年月日					
現在の職業					
現在の居住地					
身分証明書番号					

戸籍について不実の届出をした者、申請人と共謀して不実の記載をした戸籍担当官は、法律の規定により罰せられる。

年 月 日 にて作成

右手拇印

戸籍担当官

夫 妻 証人 証人

5. 婚姻証明書

ជំពូកទី៣ ៖ អត្រានុកូលដ្ឋានអាពាហ៍ពិពាហ៍



ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ

ពលគារី (១) ----- ភ្នំពេញ -----

អ្នកប្រគល់ (២) ----- ព្រះបរមរាជវាំង -----

អ្នកសន្យា (៣) ----- បាក់វែង -----

លេខ (៤) ----- ០៩ -----

សៀវភៅអាពាហ៍ពិពាហ៍លេខ (៥) - ០១/២០១៥

ឆ្នាំ (៦) ----- ២០១៥ -----

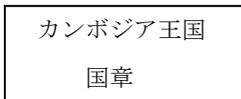
សំបុត្រអាពាហ៍ពិពាហ៍

អំពី ប្រពន្ធ	ទី	ប្រពន្ធ
នាមត្រកូល (៧)	សាយ	អ៊ូ
នាមខ្លួន (៨)	សំអាន	នួនស្រី
ជាអក្សរឡាតាំង (៩)	នាមត្រកូល	SAY
	នាមខ្លួន	SAM ANN
		NUON SREY
សញ្ជាតិ (១០)	ខ្មែរ	ខ្មែរ
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១១)	ថ្ងៃពុធ ២២ ខែសីហា ឆ្នាំ១៩៧៣	ថ្ងៃអង្គ ២១ ខែមករា ឆ្នាំ១៩៧៥
មីកន្ទែលកំណើត (១២)	ភូមិព្រៃព្រៃ ឃុំព្រៃព្រៃ ស្រុកព្រៃព្រៃ ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា	ភូមិក្រាំង ឃុំបាក់វែង ស្រុកមុខកំពូល ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា
មុនរបររបស់ប្រពន្ធអាពាហ៍ពិពាហ៍ (១៣)	សាស្ត្រាចារ្យ	គ្រូពេទ្យ
ទីលំនៅរបស់ប្រពន្ធអាពាហ៍ពិពាហ៍ (១៤)	ភូមិបាក់វែង សង្កាត់ព្រៃព្រៃស្រី ខណ្ឌ ព្រៃព្រៃ ខេត្តកណ្តាល រាជធានីភ្នំពេញ ប្រទេសកម្ពុជា	ភូមិក្រាំង សង្កាត់បាក់វែង ខណ្ឌព្រៃព្រៃស្រី រាជធានីភ្នំពេញ ប្រទេសកម្ពុជា
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំប្រពន្ធអាពាហ៍ពិពាហ៍ (១៥)	ថ្ងៃ សុក្រ ២២ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០១៥	
មីកន្ទែលរបស់ប្រពន្ធអាពាហ៍ពិពាហ៍ (១៦)	សង្កាត់បាក់វែង ខណ្ឌព្រៃព្រៃស្រី រាជធានីភ្នំពេញ	
អំពី ប្រពន្ធ ទៀត	នាម	នាមប្រពន្ធ
នាមត្រកូល និង នាមខ្លួន (១៧)	សាយ សំអ៊ុន	អ៊ូ សែម
ជាអក្សរឡាតាំង (១៨)	SAY SAM OEUN	OU SEM
សញ្ជាតិ (១៩)	ខ្មែរ	ខ្មែរ
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (២០)	ថ្ងៃទី៤ ខែកញ្ញា ឆ្នាំ១៩៤៦	ថ្ងៃទី២៨ ខែកក្កដា ឆ្នាំ១៩៥៥
នាមត្រកូល និង នាមខ្លួន (២១)	សែម បូផា	នួន ផល្លា
ជាអក្សរឡាតាំង (២២)	SEM BOPHA	NUON PHALLA
សញ្ជាតិ (២៣)	ខ្មែរ	ខ្មែរ
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (២៤)	ថ្ងៃទី០៥ ខែមករា ឆ្នាំ១៩៥៤	ថ្ងៃទី១២ ខែមេសា ឆ្នាំ១៩៦០

(២៥) ធ្វើនៅ... បាក់វែង ... ថ្ងៃទី ២១ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០១៥

(២៦) មន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋាន
នៅសន្យា
(២៧) ហត្ថលេខា និងត្រា
អែ សុខី

កម្រងឯកសារស្តីពីរបៀបកត់ត្រាការងារអត្រានុកូលដ្ឋាន ១១៨



カンボジア王国
国家 宗教 国王

州・市： _____
スロック・カン： _____
コミューン・サンカット： _____

番号： _____
婚姻登録簿台帳番号： _____
年： _____

婚姻証明書

夫婦について		夫	妻
姓			
名			
ローマ字	姓		
	名		
国籍			
出生年月日			
出生地（村、コミューン・サンカット、スロック・カン、州・市、国）			
婚姻登録時の職業			
婚姻登録時の居住地			
婚姻登録年月日			
婚姻登録地			
父母について		夫側	妻側
父の姓名			
ローマ字			
国籍			
生年月日			
母の姓名			
ローマ字			
国籍			
生年月日			

年 月 日 にて作成

戸籍担当官

6. 婚姻証明書謄本

ឯកសារទី៣ ៖ អត្រានុកូលដ្ឋានអាពាហ៍ពិពាហ៍



ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ

រាជធានី (១) ----- ភ្នំពេញ-----
 ក្រុង (២) ----- ព្រះវិហារ-----
 ខេត្ត (៣) ----- បាត់ដំបង -----

សេចក្តីបញ្ជាក់សម្រាប់អាពាហ៍ពិពាហ៍

ឈ្មោះសម្រាប់អាពាហ៍ពិពាហ៍	(៤) សៀវភៅអាពាហ៍ពិពាហ៍ លេខ ៖--- ០១/២០១៥---	(៥) សម្រាប់អាពាហ៍ពិពាហ៍ លេខ ០៩ ចុះថ្ងៃទី ២១ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០១៥
អតីតប្រពន្ធ	ប្តី	ប្រពន្ធ
នាមត្រកូល (៦)	សាយ	ស៊ី
នាមខ្លួន (៧)	សំអាត	នួនប្រី
ឈ្មោះសម្រាប់អាពាហ៍ពិពាហ៍ (៨)	នាមត្រកូល	SAY
	នាមខ្លួន	SAM ANN
សញ្ជាតិ (៩)	ខ្មែរ	ខ្មែរ
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១០)	ថ្ងៃពុធ ២២ ខែសីហា ឆ្នាំ១៩៧៣	ថ្ងៃអង្គ ២៧ ខែមករា ឆ្នាំ១៩៧៥
មីក្រូទម្រង់កំណើត (១១) ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេស	ភូមិពញាធុ ឃុំពញាធុ ស្រុកពញាធុ ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា	ភូមិត្រពាំង ឃុំបឹងកែង ស្រុកបឹងកែង ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា
មុនប្រពន្ធមុនអាពាហ៍ពិពាហ៍ (១២)	សាក្សី	គ្រូពេទ្យ
ប្តីមុនអាពាហ៍ពិពាហ៍ (១៣)	ភូមិបឹងកែង សង្កាត់បឹងកែង ខណ្ឌ ព្រៃសែន ក្រុង រាជធានីភ្នំពេញ ប្រទេសកម្ពុជា	ភូមិត្រពាំង សង្កាត់បឹងកែង ខណ្ឌព្រៃសែន រាជធានីភ្នំពេញ ប្រទេសកម្ពុជា
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំប្រពន្ធមុនអាពាហ៍ពិពាហ៍ (១៤)	ថ្ងៃ សុក្រ ២១ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០១៥	
មីក្រូទម្រង់ប្រពន្ធមុនអាពាហ៍ពិពាហ៍ (១៥)	សង្កាត់បឹងកែង ខណ្ឌព្រៃសែន រាជធានីភ្នំពេញ	
អតីតប្តី ម្តាយ	ទាវប្តី	ទាវប្រពន្ធ
នាមត្រកូល និង នាមខ្លួន (១៦)	សាយ សំអាត	ស៊ី សែម
ឈ្មោះសម្រាប់អាពាហ៍ពិពាហ៍ (១៧)	SAY SAM OEUN	OU SEM
សញ្ជាតិ (១៨)	ខ្មែរ	ខ្មែរ
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១៩)	ថ្ងៃទី១៩ ខែកញ្ញា ឆ្នាំ១៩៦៦	ថ្ងៃទី២៨ ខែកក្កដា ឆ្នាំ១៩៥៥
នាមត្រកូល និង នាមខ្លួន (២០)	សែម បូផា	នួន ផេង
ឈ្មោះសម្រាប់អាពាហ៍ពិពាហ៍ (២១)	SEM BOPHA	NUON PHALLA
សញ្ជាតិ (២២)	ខ្មែរ	ខ្មែរ
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (២៣)	ថ្ងៃទី០៥ ខែមករា ឆ្នាំ១៩៥៥	ថ្ងៃទី១២ ខែមេសា ឆ្នាំ១៩៦០

(២៤) ថ្ងៃទី... បាត់ដំបង... ថ្ងៃទី ២១ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០១៥

(២៥) មន្ត្រីអនុកូលដ្ឋាន-----
 លោកស្រី
 (២៦) ហត្ថលេខា និងត្រា
 វ៉ែ សុខី

កម្រងឯកសារស្តីពីរបៀបកត់ត្រាអាពាហ៍ពិពាហ៍អនុកូលដ្ឋាន

១២៧

王国	カンボジア王国	カンボジア
国王	国章	国家 宗教
州・市：_____		番号：_____
スロク・カン：_____		婚姻登録簿台帳番号：_____
コミュン・サンカット：_____		年：_____

婚姻証明書謄本

夫婦について		夫	妻
姓			
名			
ローマ字	姓		
	名		
国籍			
出生年月日			
出生地（村、コミュン・サンカット、スロク・カン、州・市、国）			
婚姻登録時の職業			
婚姻登録時の居住地			
婚姻登録年月日			
婚姻登録地			
父母について		夫側	妻側
父の姓名			
ローマ字			
国籍			
生年月日			
母の姓名			
ローマ字			
国籍			
生年月日			

年 月 日 にて作成

戸籍担当官
コミュン長

(3) Sample_3_Death

1. 死亡登録簿

ជំពូកទី៤ ៖ អត្រានុកូលដ្ឋានមរណភាព

ឈ្មោះ (១)..... កណ្តាល ភេទ (៤)..... ០៣
 អាយុ ខែ ថ្ងៃ (២)..... ១៧/០១/២០១៤..... សៀវភៅមរណភាព (៥).....០១/២០១៤.....
 ឃុំ សង្កាត់ (៣)..... កោះកែវ ឆ្នាំ (៦)..... ២០១៤

បញ្ជីមរណភាព

នាមត្រកូល (៧)	ស៊ឹម	ភេទ (៤)	សញ្ជាតិ (១០)
នាមខ្លួនសព (៨)	វណ្ណា	ស្រី	ខ្មែរ
ជាអក្សរឡាតាំង	នាមត្រកូល	SIM	
(១១)	នាមខ្លួនសព	VANNA	
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១២)	ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ		
ទីកន្លែងកំណើត (១៣) ភូមិបឹង ឃុំស្វាយអន្លា ស្រុកព្រៃវែង ខេត្តព្រៃវែង ប្រទេសកម្ពុជា		
ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ស្រុក ខណ្ឌ ខេត្ត ក្រុង ប្រទេស		
ស្ថានភាពសព (១៤)	មិនស្គាល់		
នៅលើ មិនស្គាល់ មិនប្រព្រឹត្ត ពោះម៉ាយ មេម៉ាយ		
មុនរបបសំស្ការមុនពេលស្លាប់ (១៥)	កសិករ		
មិននៅរបបសំស្ការមុនពេលស្លាប់ (១៦)	ភូមិពោធិ៍សែន ឃុំកោះកែវ ស្រុកស្វាយម ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា		
លេខអត្តសញ្ញាណប័ណ្ណ (១៧)	គ្មាន		
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំស្លាប់ (១៨)	ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ		
ទីកន្លែងស្លាប់ (១៩)	ភូមិពោធិ៍សែន ឃុំកោះកែវ ស្រុកស្វាយម ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា		
មូលហេតុស្លាប់តាមរបៀបរបបស្តុករាយការណ៍ (២០)	លើសឈាម		
នាមត្រកូល និង នាមខ្លួនបិតា (២១)	ស៊ឹម សារីទី	សញ្ជាតិ	ខ្មែរ (២២)
ជាអក្សរឡាតាំង (២៤)	SIM SAROEUN		ស្រី ឬ ស្លាប់ (២៣)
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (២៥)	ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ		
នាមត្រកូល និង នាមខ្លួនម្តាយសព (២៦)	ស្រី ឆាន់	សញ្ជាតិ	ខ្មែរ (២៧)
ជាអក្សរឡាតាំង (២៨)	SREY NEANG		ស្រី ឬ ស្លាប់ (២៤)
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (៣០)	ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ		
នាមត្រកូល និង នាមខ្លួនម្តាយសព (៣១)	សោម សារីទី	ភេទ (៣២)	សញ្ជាតិ (៣៣)
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (៣៤)	ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ	ស្រី	ខ្មែរ
គ្រូវិជ្ជាសិក្សាសព (៣៥)	ក្រុមបង្កើត		
មុនរបបស្តុករាយការណ៍ (៣៦)	កសិករ		
មិននៅរបបស្តុករាយការណ៍ (៣៧)	ភូមិពោធិ៍សែន ឃុំកោះកែវ ស្រុកស្វាយម ខេត្តកណ្តាល ប្រទេសកម្ពុជា		
លេខអត្តសញ្ញាណប័ណ្ណ (៣៨)	គ្មាន		

ផែនការសំស្ការមុនពេលស្លាប់នេះ មន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋាន មន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋានណាមកសម្រេច ឬប្រើប្រាស់ ត្រូវបញ្ជូន ត្រូវស្រាវជ្រាវ ត្រូវស្រាវជ្រាវ ឱ្យប្រាកដលើសម្រេច ផែនការ និងមន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋាននោះ និងត្រូវបំពេញតាមបញ្ញត្តិច្បាប់។

(៤០) ធ្វើនៅ...កោះកែវ... ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំ

(៣៩) **ស្នាមមេដៃស្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋាន**
 (៤១) **មន្ត្រីអត្រានុកូលដ្ឋាន**
 មេឃុំ
 (៤២) **ហត្ថលេខា និង ត្រា**
 ប៊ុន ប៊ុន

កម្រងឯកសារស្តីពីរបៀបកត់ត្រាព្រឹត្តិការណ៍អត្រានុកូលដ្ឋាន ១៤២

州・市： _____

番号： _____

スロック・カン： _____

死亡登録簿台帳番号： _____

コミューン・サンカット： _____

年： _____

死亡登録簿

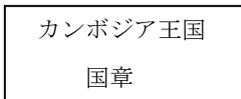
姓		性別	国籍
名			
ローマ字	姓		
	名		
生年月日		年 月 日 曜日	
出生地 村、コミューン・サンカット、ス ロック・カン、州・市、国			
未婚・既婚・離婚または死別			
死亡前の職業			
死亡前の居住地			
身分証明書番号			
死亡年月日			
死亡地			
届出人の届け出る死亡原因			
父の姓名		国籍	
ローマ字		生存・死亡	
生年月日			
母の姓名		国籍	
ローマ字		生存・死亡	
生年月日			
届出人の姓名		性別	国籍
生年月日			
死亡した者との関係			
現在の職業			
現在の居住地			
身分証明書番号			

戸籍について不実の届出をした者、申請人と共謀して不実の記載をした戸籍担当官は、法律の規定により罰せられる。

年 月 日 にて作成

届出人右手拇印

戸籍担当官



カンボジア王国
国家 宗教 国王

州・市： _____
スロク・カン： _____
コミュニン・サンカット： _____

番号： _____
死亡登録簿台帳番号： _____
年： _____

死亡証明書

姓		性別
名		
ローマ字	姓	
	名	
国籍		
生年月日	年 月 日 曜日	
出生地 村、コミュニン・サンカット、ス ロク・カン、州・市、国		
未婚・既婚・離婚または死別		
死亡年月日		
父の姓名		国籍
ローマ字		
生年月日		
母の姓名		国籍
ローマ字		
生年月日		

年 月 日 にて作成

戸籍担当官

州・市： _____
スロク・カン： _____
コミュニン・サンカット： _____

番号： _____
出生確認登録簿台帳番号： _____
年： _____

3. 死亡証明書謄本

ជំពូកទី៤ ៖ អត្រានុកូលដ្ឋានមរណភាព



ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ

ព័ត៌មានិ ខេត្ត (១) ----- កណ្តាល -----
 ក្រុង/ស្រុក ខេត្ត (២) ----- ល្វាឯម -----
 ឃុំ សង្កាត់ (៣) ----- កោះកែវ -----

សេចក្តីបង្គាប់សម្រេចរណភាព

ធម្មងសំបុត្រមរណភាពចេញពី	(៤) សៀវភៅមរណភាព លេខ ៖ ០១/២០១៤	(៥) សំបុត្រមរណភាព លេខ ០៣ ចុះថ្ងៃទី ២២ ខែ មករា ឆ្នាំ ២០១៤
អាមត្រកូល (៦)	ស៊ឹម	កេម(៨)
នាមខ្លួនសព (៧)	វណ្ណា	ស្រី
ជាអក្សរឡាតាំង(៩)	អាមត្រកូល	SIM
	នាមខ្លួនសព	VANNA
សញ្ជាតិ (១០)	ខ្មែរ	
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១១)	ថ្ងៃ ទី១៩ ខែ តុលា ឆ្នាំ ១៩៣១	
ទីកន្លែងកំណើត (១២) ភូមិ ឃុំ សង្កាត់ ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ រាជធានី ខេត្ត ប្រទេសភូមិបឹង ឃុំស្វាយអន្លា ស្រុកព្រៃវែង ខេត្តព្រៃវែង ប្រទេសកម្ពុជា	
ស្ថានភាពសព (១៣) នៅជីវិត មានប្តី មានប្រពន្ធ ពោះម៉ាយ មេម៉ាយ	មានប្តី	
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំស្លាប់ (១៤)	ថ្ងៃ ទី១៩ ខែ មករា ឆ្នាំ ២០១៤	
អាមត្រកូលនិងនាមខ្លួនឪពុកសព (១៥)	ស៊ឹម សារ៉េន	សញ្ជាតិ(១៦) ខ្មែរ
ជាអក្សរឡាតាំង (១៧)	SIM SAROEN	
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (១៨)	ថ្ងៃទី ២៥ ខែ មេសា ឆ្នាំ ១៩១០	
អាមត្រកូលនិងនាមខ្លួនម្តាយសព (១៩)	ស្រី នាង	សញ្ជាតិ(២០) ខ្មែរ
ជាអក្សរឡាតាំង (២១)	SREY NEANG	
ថ្ងៃ ខែ ឆ្នាំកំណើត (២២)	ថ្ងៃទី ១៣ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ១៩១២	

(២៣) ធ្វើនៅ...កោះកែវ..... ថ្ងៃទី ១៧ ខែ មីនា ឆ្នាំ ២០១៤

(២៤) ប្រធានអង្គការសុខាភិបាល
មេឃុំ

(២៥) ហត្ថលេខា និងគ្រា
ប៊ុន ប៊ុន

កម្រងឯកសារស្តីពីរបៀបកត់ត្រាការងារអត្រានុកូលដ្ឋាន ១៥៧

王国 カンボジア王国 カンボジア
 国王 国章 国家 宗教

州・市： _____ 番号： _____
 スロク・カン： _____ 死亡登録簿台帳番号： _____
 コミューン・サンカット： _____ 年： _____

死亡証明書謄本

右の死亡証明書からの写し	死亡登録簿 _____年 第 _____号	死亡証明書 _____年 _____月 _____日 登録第 _____号
姓		
名	性別	
ローマ字	姓	
	名	
国籍		
生年月日	年 月 日 曜日	
出生地 村、コミュニティ・サンカット、ス ロク・カン、州・市、国		
未婚・既婚・離婚または死別		
死亡年月日		
父の姓名	国籍	
ローマ字		
生年月日		
母の姓名	国籍	
ローマ字		
生年月日		

年 月 日 にて作成

戸籍担当官

コミュニティ長

平成 29 年度 法務省調査研究請負
「カンボジア王国における身分関係法制調査研究」
報告書

平成 30 年 2 月 9 日

©法務省 民事局民事第一課

調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
(略称：WIP ジャパン株式会社)

多言語クリエイティンググループ 海外制度・政策調査チーム
チーフアナリスト 坂井岳志

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 電話：03-3230-8070

www.wipgroup.com